

令和6年度龍ヶ崎市地域公共交通協議会（第3回）

日時：令和6年6月25日（火）

午前10時～正午

場所：龍ヶ崎市役所5階 全員協議会室

～ 会 議 次 第 ～

1 開 会

2 委嘱状交付

3 議 題

協議事項(1) 会長・副会長の選任について

(2) 龍ヶ崎市地域公共交通計画の一部見直しについて

(3) 龍ヶ崎市地域公共交通計画の事業評価について

(4) 龍ヶ崎市乗合タクシー「龍タク」の運行計画について
(龍ヶ崎市地域公共交通計画別紙について)

(5) 龍ヶ崎市高齢者運転免許自主返納支援事業の拡充について

(6) 地域公共交通の再編について(令和7年4月)

報告事項(1) 運賃協議部会について

(2) 運転士不足の現状把握に向けたアンケート調査について

4 その他

5 閉 会

協議事項(1)

会長・副会長の選任について

【概要】

龍ヶ崎市地域公共交通協議会の会長及び副会長については、「龍ヶ崎市地域公共交通協議会条例」第5条第1項により、委員の互選によりこれを定めるとしている。

については、会長及び副会長の選任について協議をお願いしたい。

【資料】

- ・参考資料1

龍ヶ崎市地域公共交通協議会条例

- ・参考資料2

龍ヶ崎市地域公共交通協議会委員名簿（令和6年6月1日時点）

協議事項(2)

龍ヶ崎市地域公共交通計画の一部見直しについて

【概要】

令和5年3月策定の「龍ヶ崎市地域公共交通計画」について、

(1)令和3・4年度コミュニティバス運賃収入の修正

(2)地域公共交通の再編について（令和7年4月）の承認

以上の2点を受け、同計画の一部を見直しすることについて、協議をお願いしたい。

【資料】

・別紙1

龍ヶ崎市地域公共交通計画の一部見直しについて

・別紙2

龍ヶ崎市地域公共交通計画（抜粋）

協議事項(3)

龍ヶ崎市地域公共交通計画の事業評価について

【概要】

令和5年3月策定の「龍ヶ崎市地域公共交通計画」において、令和5年度における実施事業及び事業成果等を踏まえ、取組及び進捗状況に対する評価案を作成したことから、同案について協議をお願いしたい。

【資料】

・別紙3

龍ヶ崎市地域公共交通計画における計画目標の達成状況

・別紙4

龍ヶ崎市地域公共交通計画に位置付けた事業の実施状況

協議事項(4)

龍ヶ崎市乗合タクシー「龍タク」の運行計画について
(龍ヶ崎市地域公共交通計画別紙について)

【概要】

龍ヶ崎市乗合タクシー「龍タク」は、国の「地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）を活用し運行している。

補助金の交付を受けるには、「地域公共交通計画」において、補助系統の地域の公共交通における位置付け、補助事業の必要性等を記載する必要があるほか、補助系統等に関する詳細な事項を交通協議会において協議した上、「地域公共交通計画 別紙」を作成する必要がある。

については、「龍ヶ崎市地域公共交通計画 別紙」について、案のとおりとしてよろしいか、協議をお願いしたい。

【資料】

・別紙5

龍ヶ崎市地域公共交通計画 別紙（案）

協議事項(5)

龍ヶ崎市高齢者運転免許自主返納支援事業の拡充
について

【概要】

「龍ヶ崎市高齢者運転免許自主返納支援事業」について、令和7年4月からのA Iオンデマンド交通本格運行承認をいただいたことを踏まえ、同支援事業にA Iオンデマンド交通に関する支援メニューを追加する案を作成した。

については、案のとおり運用してよいか協議をお願いしたい。

【資料】

- ・別紙6

龍ヶ崎市高齢者運転免許自主返納支援事業の拡充について

- ・参考資料3

龍ヶ崎市高齢者運転免許自主返納支援事業実施要綱

協議事項(6)

地域公共交通の再編について（令和7年4月）

【概要】

令和6年5月開催の地域公共交通協議会において承認を受けた「地域公共交通の再編について(令和7年4月)」の中で、コミュニティバス運行計画の一部を見直すことについて、別紙7のとおりとしてよろしいか協議をお願いしたい。

【資料】

- ・別紙7
地域公共交通の再編について（令和7年4月）【一部修正】
- ・別紙8
龍ヶ崎市コミュニティバス路線図（令和7年4月）
- ・別紙9
コミュニティバス 運行ダイヤ（案）

報告事項(1)

運賃協議部会について

【概要】

令和6年3月開催の地域公共交通協議会において説明をした「運賃協議会の運用」について、条例改正の概要と併せ、運賃協議部会の設置・部会委員・意見募集内容について報告するもの。

【資料】

- ・別紙10
運賃協議部会について
- ・参考資料4
意見募集内容

報告事項(2)

運転士不足の現状把握に向けたアンケート調査について

【概要】

交通業界において喫緊の課題となっている運転士不足について、市内交通事業者の現状を把握するため、アンケート調査を行ったことから、その結果について報告するもの。

【資料】

・別紙 11

運転士不足の現状把握に向けたアンケート調査 結果報告

別紙1 龍ヶ崎市地域公共交通計画の一部見直しについて

【概要】

- (1) 令和3・4年度コミュニティバス運賃収入の修正
- (2) 地域公共交通の再編について（令和7年4月）の承認の2点を踏まえた見直し

【修正内容】

- (1) 8 p ■コミュニティバスの運行経費推移 ▶ 2021年度実績額の修正
- (2) 37 p ■目指す地域公共交通ネットワークイメージ
■凡例
■地域公共交通の位置づけ（一覧） ▶ コミュニティバス路線の整理
A I オンデマンド交通に関する追記
- (3) 42 p 【②-1】利用者1人1回当たりの公的資金
投入額（市負担額） 現況値 ▶ 2021年度実績額の修正
- (4) 49 p 事業2-1 コミュニティバスの運行
50 p ■コミュニティバス路線再編イメージ ▶ 再編時期の見直し
コミュニティバス路線等の整理
- (5) その他 裏表紙及び資料編(74～75 p)に、一部見直しの旨を記載

※見直しの内容の詳細は別紙2のとおり



龍ヶ崎市地域公共交通計画



2023年3月

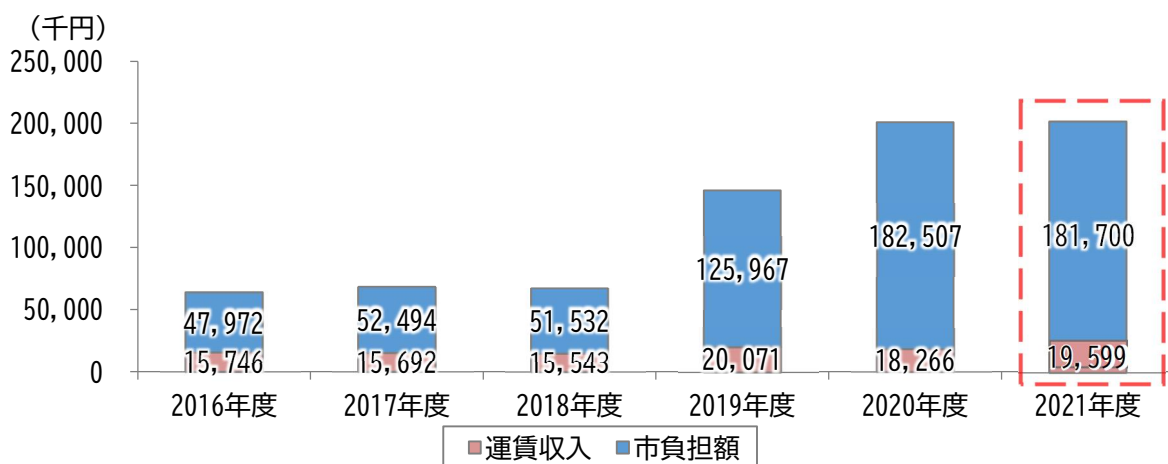
龍ヶ崎市

【2024年 月 一部見直し】

(3) 収支

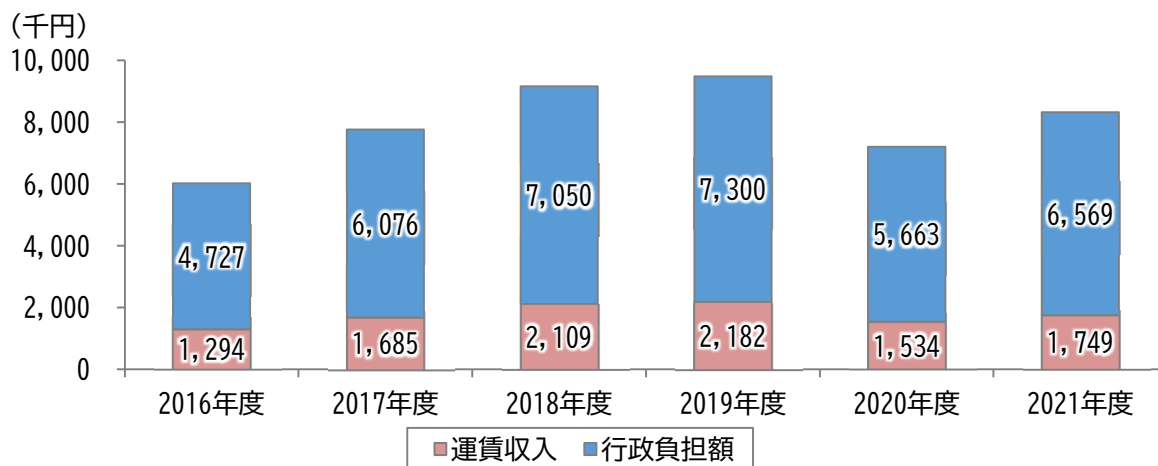
- ・コミュニティバスの運行経費は、2016年度～2018年度の市負担額は5,000万円前後でしたが、2019年度に運行計画の再編を実施し、運行規模を拡大したことから、約2.5倍～3.5倍に増加しています。
- ・乗合タクシーの運行経費は、2019年度まで利用者の増加と共に増加傾向にありましたが、2020年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による利用者数の減少に伴い、一時的に減少しています。一方、2021年度は再び増加に転じています。

■コミュニティバスの運行経費推移



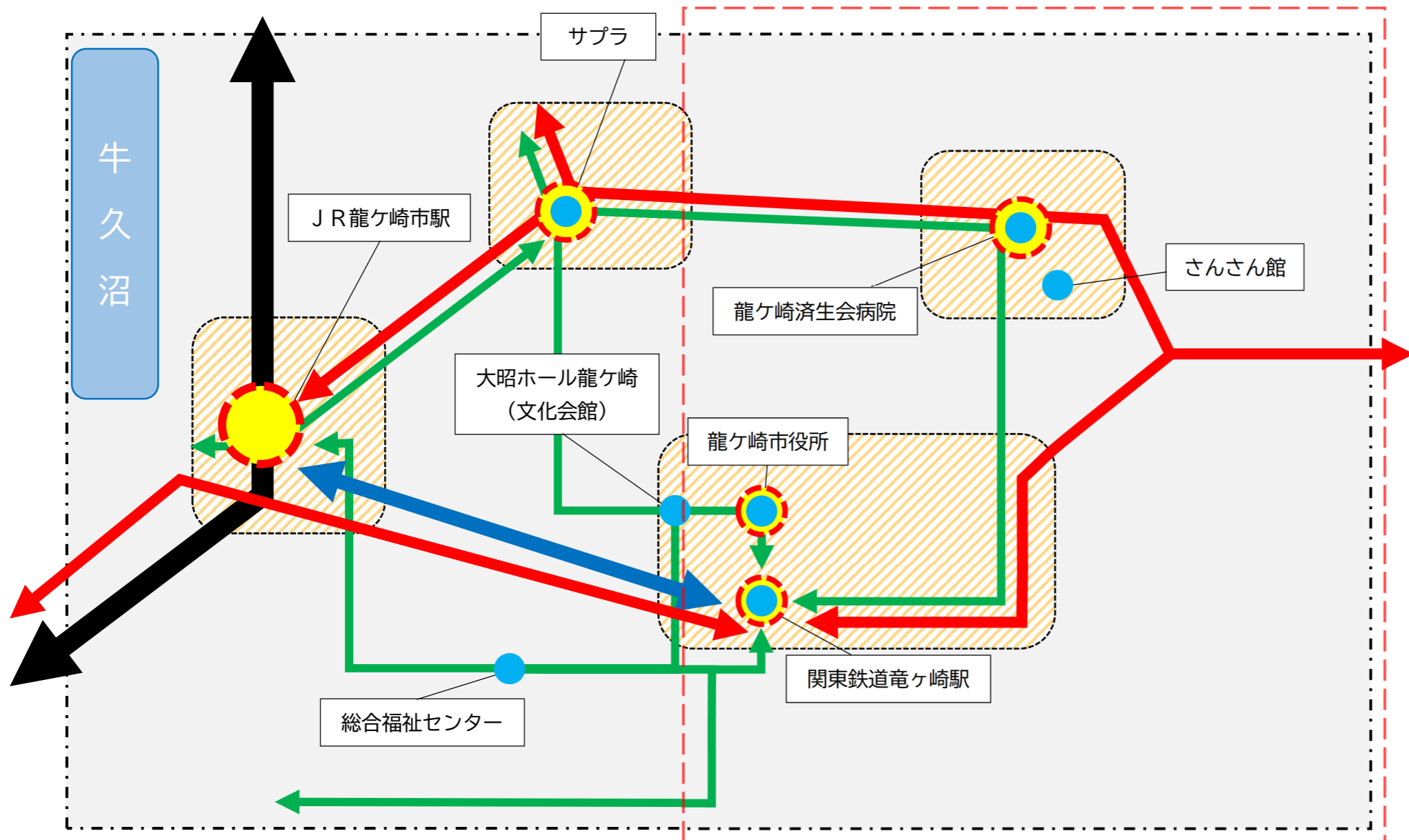
資料：龍ヶ崎市都市計画課

■乗合タクシーの運行経費推移



資料：龍ヶ崎市都市計画課

■目指す地域公共交通ネットワークイメージ



■地域公共交通の位置づけ（一覧）

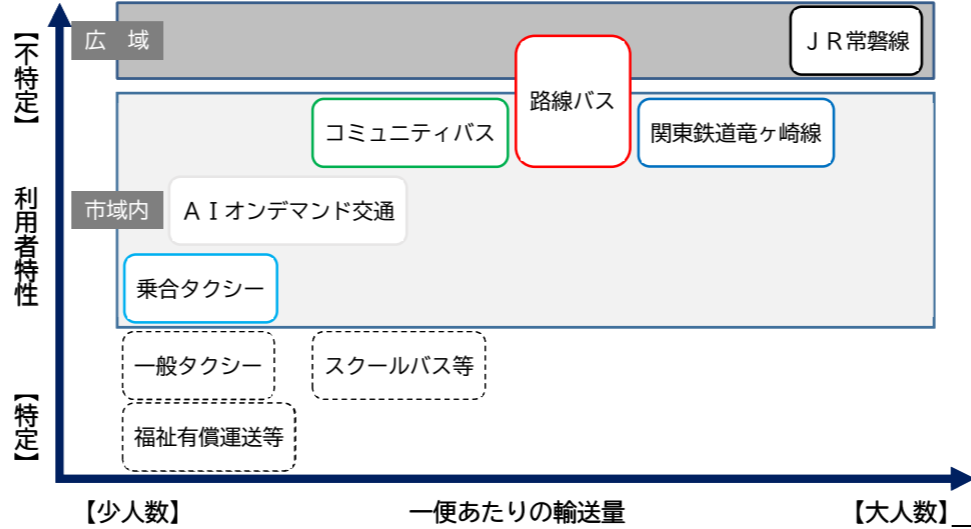
JR常磐線	東京方面及び土浦・水戸方面への通勤・通学及び買い物や私事・業務等における主要な交通手段として位置づけます。	
関東鉄道竜ヶ崎線	佐貫市街地と龍ヶ崎市街地を結ぶ基幹的な交通手段として位置づけます。	
路線バス	①自家用車等を利用できない人の主要な交通手段で、中距離の移動に対応する交通手段 ②北竜台市街地及び龍ヶ岡市街地からJR龍ヶ崎市駅までの区間は、通学・通勤等、日常的に移動するための交通手段 ③地域間幹線系統である江戸崎線（龍ヶ崎市駅～済生会病院～江戸崎）と取手線（竜ヶ崎駅～光風台団地入口～取手駅東口）は、市内外への広域的・幹線的な交通手段として位置づけます。	
コミュニティバス	①分散する地域間相互の連携強化、交流促進を図る交通手段 ②公共施設へアクセスする交通手段 ③民間交通サービスが運行していない地域を補完する交通手段 ④移動制約者の交通手段として位置づけます。	
乗合タクシー	①他の公共交通が運行していない地域にお住まいの方や、バス停留所までの移動が困難な方の交通手段 ②他の公共交通を補完し、市内の公共交通空白地域を解消するための交通手段 ③地域間幹線系統バスと接続するフィーダー系統（支線）としての交通手段として位置づけます。	
AIオンデマンド交通	コミュニティバスのうち、利用の少ない枝線の代替として、コミュニティバスと同等の役割を担う交通手段として位置づけます。	
交通結節点	JR龍ヶ崎市駅	市の玄関口として、市内外の交流の核として位置づけます。
	関東鉄道竜ヶ崎駅	市域内の移動における拠点として位置づけます。また、商店街の玄関口として交流の核として位置づけます。
	サプラ	身近な商業施設であり、市域内の移動における拠点として位置づけます。
	龍ヶ崎済生会病院	市内にある総合病院であり、市域内の移動における拠点として位置づけます。
	龍ヶ崎市役所	行政サービスを提供する施設であり、市域内の移動における拠点として位置づけます。

※ 福祉有償運送*に関しては「龍ヶ崎市第3期地域福祉計画」において位置づけを行う。

■凡例

- ↔ JR常磐線
- ↔ 関東鉄道竜ヶ崎線
- ↔ 路線バス
- ↔ コミュニティバス
- 乗合タクシー目的地
- ⋯ 乗合タクシー運行エリア・AIオンデマンド交通導入検討エリア
- 交通結節点
- ▨ 4つの市街地

■地域公共交通の位置づけ（イメージ図）




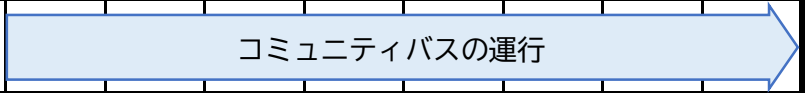
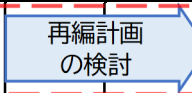
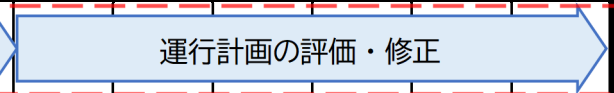
* 福祉有償運送：社会福祉法人やNPO法人等が一人では地域公共交通機関を利用することが困難な身体障がい者や要介護者等に運送を行うもの。

【②-1】利用者1人1回当たりの公的資金投入額（市負担額）

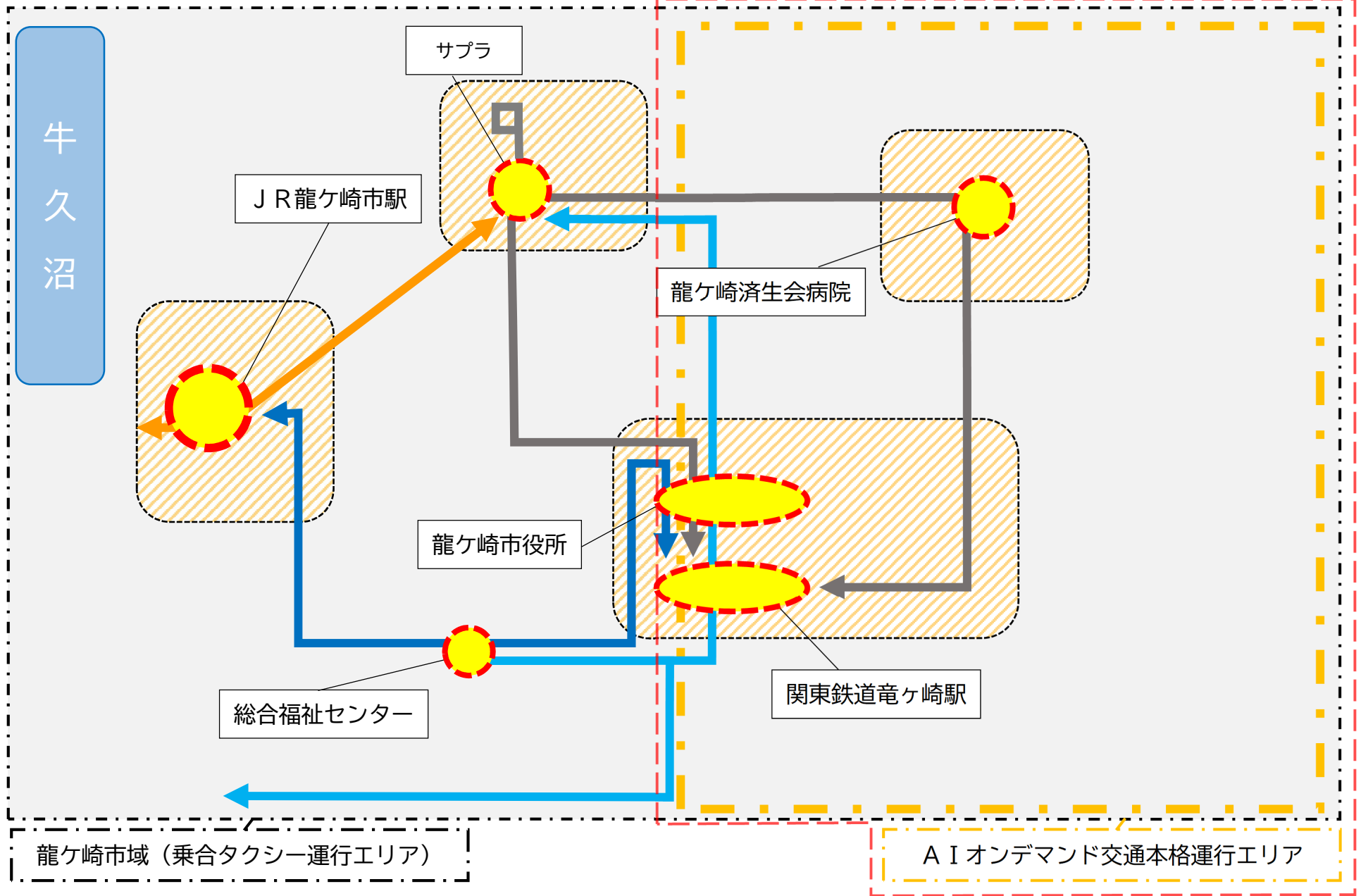
目的	<p>持続可能な地域公共交通サービスの提供のため、利用者1人1回当たりの公的資金の投入額を定期的に把握し、当市にふさわしい公共交通を目指します。</p>							
指標の詳細	<p>市が運行を委託している公共交通の利用者1人1回当たりの公的資金投入額（運行補償額）を評価指標とします。</p> <p>計画期間内に新たな交通モードの運行を開始した場合には、その利用者数も含めて評価を行います。</p>							
現況値	<p>【2021年度実績】</p> <p>○コミュニティバス $(181,699,818 \text{ 円} - 2,323,700 \text{ 円}) \div 178,898 \text{ 人} \doteq 1,003 \text{ 円}$</p> <p>○乗合タクシー $4,777,291 \text{ 円} \div 4,362 \text{ 人} \doteq 1,096 \text{ 円}$</p>							
目標値	<p>【2030年度目標】</p> <p>2021年度実績から改善すること。</p>							
目標値算出方法	<p>○コミュニティバス $(\text{運行補償額} - \text{定期券収入額（市販売分）}) \div \text{利用者数}$ $= \text{利用者1人1回当たりの公的資金投入額}$</p> <p>○乗合タクシー $\text{運行補償額} \div \text{利用者数}$ $= \text{利用者1人1回当たりの公的資金投入額}$</p>							
評価スケジュール	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
	●	●	●	●	●	●	●	●

基本方針2 まちづくりと一体となった地域公共交通

事業2-1 コミュニティバスの運行

<p>目的</p>	<p>既存の公共交通である鉄道や路線バスではカバーできない地域を補完するため、コミュニティバスを引き続き運行します。 また、市内の公共交通の状況にあわせて、より龍ヶ崎市にふさわしいコミュニティバス運行計画を検討します。</p>									
<p>事業の概要</p>	<p>●コミュニティバスの運行 鉄道や路線バスが運行していない地域を補完する公共交通として、コミュニティバスを引き続き運行します。</p>  <p>●コミュニティバスの再編 (2025年4月再編) 【見直しに当たっての基本的な方針】 地域間の移動性を確保し、持続可能なコミュニティバスの運行を目指します。 【見直しに当たっての視点】 コミュニティバスの運行計画の見直しは、次の視点に基づいて行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の公共交通機関との共存共栄 ・関東鉄道竜ヶ崎駅での接続の強化 ・運行の効率化を図り、当市にふさわしいコミュニティバスの運行形態を模索する ・再編後についてもコミュニティバスの運行状況について評価・分析を続け、他の公共交通機関の状況等を考慮し、適宜運行計画の修正を行う 									
<p>事業エリア</p>	<p>市内全域</p>									
<p>実施主体</p>	<p>コミュニティバス運行事業者、龍ヶ崎市</p>									
<p>実施時期</p>	<p>実施項目</p>	<p>2023</p>	<p>2024</p>	<p>2025</p>	<p>2026</p>	<p>2027</p>	<p>2028</p>	<p>2029</p>	<p>2030</p>	
<p>コミュニティバスの運行</p>										
<p>コミュニティバスの再編</p>										

■コミュニティバス路線再編（2025年4月）イメージ



資料編

1. 龍ヶ崎市地域公共交通計画の策定経緯

実施年月日	会議名等	議事内容等
2021年6月24日	2021年度第1回 地域公共交通協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・龍ヶ崎市地域公共交通網形成計画の事業評価について ・(仮称)龍ヶ崎市地域公共交通計画の策定について ・龍ヶ崎市地域公共交通網形成計画の計画期間の延長及び目標値の設定について
2021年9月14日	2021年度第1回 地域公共交通協議会 研究会	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通に関するアンケート(市民アンケート)について ・関東鉄道竜ヶ崎線利用者アンケートについて ・龍ヶ崎市コミュニティバス車内アンケートについて ・乗合タクシー「龍タク」車内アンケートについて ・高校生向けアンケートについて
2021年11月5日 ～11月15日	関東鉄道竜ヶ崎線 利用者アンケート 調査	<ul style="list-style-type: none"> ・関東鉄道竜ヶ崎線利用者872人対象
2021年11 月5日 11月6日	コミュニティバス 利用者アンケート 調査	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバス利用者1,054人対象
2021年11月29日 ～12月24日	地域公共交通利用に 関する高校生向け アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の県立高等学校の2年生501人対象
2021年12月6日 ～12月19日	乗合タクシー 『龍タク』利用者 アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ・『龍タク』利用者126人対象
2022年2月	地域公共交通に関す るアンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳以上の市民2,000人対象
2022年4月27日	2022年度第1回 地域公共交通協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・龍ヶ崎市地域公共交通計画の策定について(諮問) ・令和4年度龍ヶ崎市地域公共交通協議会の開催スケジュール等について
2022年6月7日	2022年度第1回 地域公共交通協議会 研究会	<ul style="list-style-type: none"> ・龍ヶ崎市地域公共交通計画骨子(案)について
2022年6月28日	2022年度第2回 地域公共交通協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・「龍ヶ崎市地域公共交通計画」の骨子(案)について ・「龍ヶ崎市地域公共交通網形成計画」事業計画の評価について
2022年9月20日	2022年度第2回 地域公共交通協議会 研究会	<ul style="list-style-type: none"> ・龍ヶ崎市地域公共交通計画 事業計画(案)について
2022年10月20日	庁議	<ul style="list-style-type: none"> ・龍ヶ崎市地域公共交通計画 事業計画(案)について

実施年月日	会議名等	議事内容等
2022年11月22日	2022年度第3回 地域公共交通協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・「龍ヶ崎市地域公共交通計画」策定スケジュールの変更について ・「龍ヶ崎市地域公共交通網形成計画」の変更について ・「龍ヶ崎市地域公共交通計画（案）」について
2022年12月8日	市議会全員協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・「龍ヶ崎市地域公共交通計画（案）」について
2022年12月12日 ～2023年1月11日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・「龍ヶ崎市地域公共交通計画（案）」について
2023年2月2日	庁議	<ul style="list-style-type: none"> ・龍ヶ崎市地域公共交通計画（案）のパブリックコメントの結果について（提出意見：4人、意見数：21件）
2023年2月21日	2022年度第5回 地域公共交通協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・龍ヶ崎市地域公共交通計画(案)のパブリックコメントの結果について ・龍ヶ崎市地域公共交通計画(案)について ・「龍ヶ崎市地域公共交通計画の策定について(諮問)」に対する答申(案)について
2023年3月9日	答申	<ul style="list-style-type: none"> ・龍ヶ崎市地域公共交通協議会会長から龍ヶ崎市長に対し、龍ヶ崎市地域公共交通計画の策定についての答申書の提出
2023年4月	りゅうほ一掲載	<ul style="list-style-type: none"> ・龍ヶ崎市地域公共交通計画の策定について掲載し、あわせてパブリックコメントの結果について公表
2024年 月	2024年度第3回地域 公共交通協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通の再編（令和7年4月）の内容を踏まえた一部見直し

※地域公共交通協議会研究会

龍ヶ崎市地域公共交通協議会条例第3条 第2項 第5号（交通事業者）、第6号（学識経験者）、第7号（市民代表）、第8号（市の職員）及び第9号（その他市長が必要と認める者）で構成し、地域公共交通計画骨子（案）及び地域公共交通計画（案）について事前協議を実施した。

龍ヶ崎市地域公共交通計画

発行 / 茨城県龍ヶ崎市

発行日 / 2023年3月

2024年 月 一部見直し

編集 / 都市整備部 都市計画課

住所 〒301-8611 茨城県龍ヶ崎市 3710

TEL 0297-64-1111 (代表)

龍ヶ崎市地域公共交通計画における計画目標の達成状況

基本方針	評価指標	現況値	令和5年度(2023年度)末の実績	分析
		目標値		
①市域内外の連携を支える地域公共交通	【①-1】 地域公共交通利用者数	【2021年度実績】 929,628人 【2030年度目標】 1,186,000人	1,096,410人 〔 コミュニティバス : 213,820人 乗合タクシー : 3,935人 路線バス(昼間割引時間帯) : 150,020人 関東鉄道竜ヶ崎線(乗降客数) : 728,635人 〕	コミュニティバスについては、コロナ禍以降の回復傾向が強く、また循環ルート内回りのほか、長山・松葉線、大宮線などの利用増などもあり、全体の利用者数も増加。 乗合タクシーについては、昨年度と比較して、年間を通じて利用者が減少傾向にあった。 路線バスについては、昨年度と比較して微増となっている。 関東鉄道竜ヶ崎線については、昨年度と比較して定期利用・通学利用・定期外の利用が増加し、全体の利用者も増加。 ※その他、令和5年11月～令和6年3月まで、市東部地域においてAIオンデマンド交通実証実験を実施(利用者2,167人)。
	【①-2】 地域公共交通に対する市民満足度	【2021年度実績】 ・市内の移動に関する満足度 28.0% ・市外の移動に関する満足度 35.4% 【2030年度目標】 ・市内の移動に関する満足度 33.6% ・市外の移動に関する満足度 40.6%	まちづくり市民アンケートの次回実施予定が2026年度のため今回の評価では記載なし	—
②まちづくりと一体となった地域公共交通	【②-1】 利用者1人1回当たりの公的資金投入額(市負担額)	【2021年度実績】 ・コミュニティバス 1,003円 ・乗合タクシー 1,096円 【2030年度目標】 ・2021年度実績から改善	コミュニティバス 826円 (利用者数 213,820人 市補償額 176,522,724円) 乗合タクシー 1,093円 (利用者数 3,935人 市補償額 4,302,575円)	コミュニティバスについては、令和3年度と比較して利用者が約35,000人増加し、市補償額も約240万円の削減が図られたことにより、一人当たり市負担額も改善が図られた。 一方、乗合タクシーについては、令和3年度と比較して利用者が約400人減少し、市補償額も約50万円の削減が見られたものの、乗合率に若干の低下が見られ、一人当たり市負担額も大幅な改善には至らなかった。
	【②-2】 公共交通空白地域の割合	【2021年度実績】 ・市内の公共交通空白地域 0% 【2030年度目標】 ・市内の公共交通空白地域 0%を維持	市内の公共交通空白地域 0%	市内全域を運行区域としている乗合タクシーを継続的に運行しているため、0%を維持している。
③利便性の高い、安全・安心な地域公共交通	【③-1】 市内の高等学校等への停留所整備率	【2021年度実績】 89.1% 【2030年度目標】 97.8%	89.1% 〔 市内高等学校・大学・病院・診療所・商店街の 周辺300m以内への停留所の設置率 〕	令和5年度中に、新たな停留所の設置等は行われなかったが、令和7年4月を目途としている地域公共交通の再編に併せ、停留所整備率の改善を見込んでいる。
	【③-2】 ノンステップバス導入率	【2021年度実績】 95.3% 【2030年度目標】 100.0%	97.9%(全47台中46台) 〔 関東鉄道株式会社竜ヶ崎営業所における保有バスの内、 ノンステップバスの割合 〕	新たにノンステップバス車両1台の導入が行われたことによる数値の改善。 ※市ノンステップバス導入事業費補助金交付要綱に基づき、補助金を交付。
④市民と協働で支える持続可能な地域公共交通	【④-1】 モビリティ・マネジメント等の実施回数	【2021年度実績】 9回/年 【2030年度目標】 12回/年 (2023～2030年度の間に96回開催)	12回 〔 モビリティ・マネジメント : 6件 ふれ愛広場、川原代小、大宮小、長寿大学(2回)、商業祭 龍ヶ崎市地域公共交通利用促進活動補助事業 : 6件 〕	ふれ愛広場におけるコミュニティバス車両の展示のほか、市内小学校に訪問し、公共交通の乗り方教室を開催。また、長寿大学や商業祭等のイベントを活用して公共交通の利用促進活動を実施。 その他、龍ヶ崎市地域公共交通利用促進活動補助事業として、6事業を支援。
	【④-2】 高齢者運転免許自主返納支援事業申請件数	【2021年度実績】 197件/年 【2030年度目標】 200件/年 (2023～2030年度の間に1,600件)	143件	全国的な傾向として、運転免許の返納数は令和元年をピークに減少しており、その傾向は本市も同様。今後の高齢化のより一層の進行を見据え、制度の認知度向上と活用の促進に取り組んでいく。

龍ヶ崎市地域公共交通計画に位置付けた事業の実施状況

事業の実施状況についての評価		◎・・・順調 ○・・・概ね順調 △・・・見直しの余地あり、遅れている ×・・・見直しが必要	
実施事業	実施状況	評価	今後の業務、事業の改善点、課題等
1-1 J R常磐線の利便性向上			
市加盟団体による要望活動等	茨城県常磐線整備促進期成同盟会を通じ、J R水戸支社に要望活動を実施した。 ※要望内容：輸送力改善・利用者に配慮した環境整備等・ダイヤ改正等	○	令和6年度以降も引き続き市加盟団体を通じた要望活動を実施し、利便性向上に向けて取り組んでいく。
1-2 地域幹線路線バスの維持			
生産性向上の取組の実施	地域間幹線系統の維持に向けた意識共有を目的として、運行事業者である関東鉄道株式会社のほか、隣接自治体である稲敷市と意見交換を行った。 一方で、効率性の向上や利用促進といった、生産性の向上に結びつく具体的な取組の実施には至らなかった。	△	令和6年度以降も引き続き路線が運行されることから、茨城県及び稲敷市・取手市と連携しながら利用促進活動の実施を検討する。
広域的な地域公共交通の確保・維持補助事業	対象路線(関東鉄道路線バス江戸崎線及び取手線)のいずれの路線も県補助要件の一つである1日あたり輸送量が基準に満たなかったため、補助対象外となった。	△	上記同様、茨城県及び稲敷市・取手市と連携しながら今後の路線維持に向けた協議を進めていく。
2-1 コミュニティバスの運行			
コミュニティバスの運行	民間公共交通の補完として、コミュニティバスの運行を継続し、地域住民の移動手段の確保を図った。 ※運行路線：循環ルート、長山・松葉線、南が丘・長沖線、長戸・白羽線、大宮線、八原線、佐貫・川原代線、若柴線、シャトルバス	◎	限られた財源の中で、効率性の向上や持続可能性の確保、民間交通事業者との共存共栄といった課題を踏まえながら、令和7年4月を目途としている地域公共交通の再編に向け、準備を進めていく。
コミュニティバスの再編(2024年9月再編)	地域公共交通協議会において、コミュニティバス運行計画の見直し及びA I オンデマンド交通の本格運行のあり方を中心に、地域公共交通の再編に関する協議を行った。 ※主な変更案：(1)利用の少ないコミュニティバス路線の代替として、A I オンデマンド交通の本格運行を検討 (2)一部路線の変更により、路線バスとの重複を回避 (3)全体的なダイヤの見直し及び運賃の改定 ※協議会開催日：5/15、6/26、1/22、3/19	○	これまでの協議結果を踏まえ、令和6年度早期にも地域公共交通協議会を開催し、再編案の検討を継続する。

事業の実施状況についての評価		◎・・・順調 ○・・・概ね順調 △・・・見直しの余地あり、遅れている ×・・・見直しが必要		
実施事業	実施状況	評価	今後の業務、事業の改善点、課題等	
2-2 乗合タクシーの運行				
乗合タクシーの運行	民間公共交通及びコミュニティバスの補完として、乗合タクシーの運行を継続した。 また国補助金である地域内フィーダー系統補助金を活用し、市財政負担の軽減を図った。	○	コロナ禍以降の乗り控えと利用者の減少により、昨年度と比較して乗合率は低下の傾向。運行の効率性確保の観点からも、乗合率向上に向けた取組を検討する。	
乗合タクシーの利用促進	市広報紙及び市公式ホームページにおいて運行内容等を掲載し、制度の周知PRを実施した。 また、長寿会員を対象とした利用登録説明会を開催し、制度の周知PRと利用促進を図った。	○	引き続き、市広報紙及び公式ホームページにおいて制度の周知PRを実施する。一方で、窓口や電話での問い合わせの中で、認知度に課題を感じることも多いことから、より訴求力のある周知方法を検討する。	
2-3 AIオンデマンド交通の導入の検討				
AIオンデマンド交通実証実験の実施	令和5年11月から令和6年3月にかけて、市東部地域においてAIオンデマンド交通の実証実験を実施。期間中の利用者は2,000人を超え、利用者満足度も約95%という結果になった。	○	市東部地域の各コミュニティセンターを中心に、運行概要や利用方法に関する説明会を60回以上開催するなど、地道な周知活動が成果の一つとして、利用者の継続的な増加に寄与したと思われる。 今後は様々な観点から利用実績を検証し、本格運行のあり方を検討する。	
AIオンデマンド交通本格運行の検討・実施	上記実証実験の結果を踏まえ、地域公共交通協議会においてAIオンデマンド交通の有用性及び本格運行のあり方を協議した。	◎	これまでの協議結果を踏まえ、令和6年度早期にも地域公共交通協議会を開催し、本格運行のあり方を引き続き検討する。	
2-4 地域の多様な輸送資源を活用した取組についての調査検討				
市内で運行されている輸送資源の把握	令和5年度中の具体的な取組はなし。	△	令和6年度中での実態把握に向け、関係課と調整を行っていく。	
地域の多様な輸送資源を活用した事業についての調査・検討	令和5年度中の具体的な取組はなし。	△	輸送資源の把握に向けた取組を実施した後、活用事業の調査・検討に着手する。	
3-1 交通結節点環境の充実				
JR龍ヶ崎駅東口への案内表示等の設置	令和5年度中の具体的な取組はなし。 ※現在も関東鉄道竜ヶ崎線・コミュニティバス・路線バスの乗り場案内は掲示中	○	今後の東口ロータリー整備に向けた協議の進捗状況に応じ、より分かりやすい案内表示の設置を検討する。	
関東鉄道竜ヶ崎駅待合室「りゅう舎」の運用継続	様々な地域公共交通が乗り入れている関東鉄道竜ヶ崎駅において、待合室「りゅう舎」の運用を継続した。	○	令和6年度も運用を継続させる。	

事業の実施状況についての評価		◎・・・順調 ○・・・概ね順調 △・・・見直しの余地あり、遅れている ×・・・見直しが必要		
実施事業	実施状況	評価	今後の業務、事業の改善点、課題等	
3-2 既存公共交通機関の利便性向上施策の検討・実施				
路線バス昼間割引運賃制度の継続	関東鉄道株式会社の協力の下、路線バス昼間割引制度を継続した。	○	令和6年度も運用を継続させる。一方で、制度の運用には運行事業者である関東鉄道株式会社による負担も小さくないことから、関東鉄道株式会社と協議しながら、より良い形での運用の形を検討していく。	
路線バス及び関東鉄道竜ヶ崎線を利用する通学者支援の検討・実施	令和5年度中の具体的な取組はなし。	△	利用促進への寄与が期待できる一方で、一層の財政負担の増加も発生することから、限られた財源の中、持続可能性の確保といった観点からも、慎重な検討が必要。	
3-3 コミュニティバスの各種運賃割引制度の運用等				
各種運賃割引制度の継続及び周知PR	令和5年度も各種割引制度を継続して運用した。 ※運用中の割引メニュー 乗継券・回数乗車券・1日乗車券・ランドセルチケット・通学定期券 高齢者公共交通共通定期券「おたっしゅバス」・手帳所有者用回数券	○	様々な割引メニューの設定により、利便性の向上に寄与する一方で、運賃収入の伸び悩みの一因にもなっていることから、令和7年4月を目標としている地域公共交通再編を進める中で、こうした割引メニューのあり方を検討していく。	
新たな運賃割引制度の検討	令和5年度中の具体的な取組はなし。	△	上記と同様、割引メニューの設定は利便性の向上に寄与する一方で、運賃収入の伸び悩みの一因にもなっていることから、令和7年4月を目標としている地域公共交通再編を進める中で、こうした割引メニューのあり方を検討していく。	
3-4 わかりやすいコミュニティバス運行情報の提供				
バスロケーションシステムの運用及び利用促進	令和5年度もバスロケーションシステムを継続して運用した。	○	令和6年度も運用を継続させ、周知PRに努めるとともに、コミュニティバスの利便性向上を図っていく。	
デジタルサイネージによるコミュニティバスの発着時間等の表示	市役所のほか、関東鉄道竜ヶ崎駅、済生会病院、サプラスクエアサブラにおいてデジタルサイネージの設置を継続した。	○	令和6年度も各施設での設置を継続させ、コミュニティバスの利便性向上を図っていく。	
コミュニティバスリーフレットの作成・配布	市役所都市計画課窓口のほか、各公共施設及びコミュニティバス車内等にリーフレットの設置を継続した。	○	令和6年度も引き続き各公共施設やコミュニティバス車内など、多くの市民が手に取れるような場所に設置し、周知PRに努めていく。	
3-5 バリアフリーの推進				
ノンステップバス導入事業費補助	関東鉄道株式会社のノンステップバス車両1台導入に対し、龍ヶ崎市ノンステップバス導入費補助金交付要綱に基づき、70万円を補助した。	○	令和6年度以降も制度を継続することで、ノンステップバスの導入を支援し、より一層のバリアフリー化を推進していく。	

事業の実施状況についての評価		◎・・・順調 ○・・・概ね順調 △・・・見直しの余地あり、遅れている ×・・・見直しが必要	
実施事業	実施状況	評価	今後の業務、事業の改善点、課題等
3-6 関東鉄道竜ヶ崎線の安全・安心な運行に向けた取組			
鉄道軌道安全輸送設備等整備事業の実施	国及び茨城県と協調し、関東鉄道竜ヶ崎線の施設整備に対して補助金を交付した。 ※補助対象経費 20,476,750円 補助額： 3,412,791円 補助事業：遮断機の更新、警報機の更新、車両検査(全般・重要部) 他	○	令和6年度以降も制度を継続し、関東鉄道竜ヶ崎線の安全性の向上に資する設備の整備を支援していく。
関東鉄道竜ヶ崎線の安全・安心に向けた関係者協議の実施	利用者数や収支状況等の確認、整備事業の進捗状況の把握のため、適宜関東鉄道株式会社と協議を実施した。 また、安全上課題の多い第4種踏切の解消に向け、関東鉄道株式会社と連携し、近隣住民を対象とした意向調査を実施した。	○	令和6年度以降も定期的に協議を開催していく。その中でも、関東鉄道竜ヶ崎線の今後のあり方については、長期的な課題として取り扱っていく。 また、第4種踏切の取扱いについても、引き続き関東鉄道株式会社との協議を進めながら、より安全・安心な運行につながるような対応を検討していく。
3-7 バス停留所施設の環境維持			
バス待ち処「まてまて」の継続	バス待ち環境の向上のため、バス待ち処「まてまて」の運用を継続した。	○	令和6年度も運用を継続し、バス待ち環境の向上を図っていく。また、当制度の周知PRも併せて行い、コミュニティバス利用者の増加を図る。
既存のバス停留所の修繕及び更新	令和5年度中の具体的な取組はなし。	—	修繕・更新を要する停留所の把握に努め、必要に応じ対応を進めていく。
3-8 自転車との連携事業			
市営駐輪場の環境整備	指定管理者制度に基づき、(公社)龍ヶ崎市シルバー人材センターを指定管理者とし、連携しながら環境整備に努めた。 ※業務内容：駐輪場利用の対応、施設及び附帯設備の維持管理、日常的なラックの点検及び修繕、空気入れの貸出、雨天時のタオル無料貸出、施設内及び周辺の清掃 等	○	令和6年度も引き続き指定管理者と連携し、環境整備に努めていく。その中でも、より一層の利用者満足度の向上に向けた取組を進めていく。
サイクルトレインの実施	関東鉄道竜ヶ崎線の利便性向上及び利用促進のため、サイクルトレインを継続的に実施した。 ※令和5年度利用件数 555件	◎	令和6年度も運用を継続し、利便性の向上及び利用促進を図っていく。
レンタサイクルの実施	関東鉄道竜ヶ崎線の利便性向上及び利用促進のため、レンタサイクルを継続的に実施した。 ※令和5年度利用件数 372件	◎	令和6年度も運用を継続し、利便性の向上及び利用促進を図っていく。

事業の実施状況についての評価		◎・・・順調 ○・・・概ね順調 △・・・見直しの余地あり、遅れている ×・・・見直しが必要	
実施事業	実施状況	評価	今後の業務、事業の改善点、課題等
3-9 自動運転等先進技術の導入に向けた研究			
自動運転等先進技術の調査・研究	新聞記事やニュースなどのほか、国土交通省からの情報提供等を受け、様々な先進事例の情報収集を行った。	○	引き続き、様々な媒体を通じて情報収集を行っていくほか、先進自治体への視察等も行いながら、本市における導入可能性を調査・研究していく。
バス情報のオープンデータ化の推進	令和5年度中の具体的な取組はなし。	△	令和7年4月の再編に併せ、オープンデータ化を進めていく。
MaaSに関する調査・研究	MaaS推進協議会(関東鉄道株式会社総務部内)主催「MaaSシンポジウム」に参加し、近隣市町村の取組についての情報収集を行った。 一方で、本市が所属する「龍ヶ崎MaaS推進協議会」としての活動には至らなかった。	△	MaaS推進協議会での活動を推進するとともに、引き続きMaaSの導入可能性を調査・研究する。
4-1 地域公共交通活性化事業の継続			
利用促進活動の実施	地域公共交通活性化協議会において、関東鉄道竜ヶ崎線の利用促進事業を展開した。 実施事業：関鉄レールメイトの任命委嘱、竜鉄うまいもの列車の運行、高校生ガイドによる街歩き 他 計6事業を支援 その他多数の事業を展開	○	同協議会所属団体が積極的に事業を展開し、利用促進に努めている。今後は、団体間の連携促進や事業のより一層の周知PRに注力しながら、引き続き様々な利用促進を展開していく。
4-2 関東鉄道竜ヶ崎駅での利用促進イベントの実施			
関東鉄道竜ヶ崎駅でのイベントの実施	関東鉄道株式会社のほか、市商工会等によりイベントを開催し、関東鉄道竜ヶ崎線の利用促進及びマイレール意識の醸成を図った。 ※実施事業：うまいもの列車の運行、駅からウォークin龍ヶ崎、竜鉄こども列車、龍ヶ崎産業祭、たつのこわくわくワーク 他	○	様々な団体がイベントを開催したことで、一時的な利用者の増加には寄与したものと考えられる。
関東鉄道竜ヶ崎駅待合室の活用	関東鉄道竜ヶ崎駅待合室を活用したイベントを開催し。スペースの有効活用を図った。 ※実施事業：竜鉄こども列車、たつのこわくわくワーク、龍ヶ崎産業祭開催時のパネル展示	○	一部イベントにおいて活用されたものの、年間を通じてより一層の活用の余地はあると思われることから、有効活用の方策について関東鉄道株式会社と協議を行っていく。

事業の実施状況についての評価		◎・・・順調 ○・・・概ね順調 △・・・見直しの余地あり、遅れている ×・・・見直しが必要	
実施事業	実施状況	評価	今後の業務、事業の改善点、課題等
4-3 モビリティ・マネジメントの実施			
学校教育におけるモビリティ・マネジメントの実施	川原代小学校及び大宮小学校を対象に、コミュニティバスを中心とした公共交通の乗り方教室を開催し、興味関心の向上を図った。	○	2校については継続的に実施できている一方で、他校へ拡大できていないのが現状である。令和7年4月の再編を見据え、より多くの実施校の拡大を視野に検討を進めていく。
バス乗り方教室の実施	同上。一方で、上記以外の乗り方教室の開催には至らなかった。	△	交通事業者に支援いただくことも視野に入れながら、広く利用方法等の周知を図る手法を模索していく。
高齢者運転免許自主返納支援事業の継続及び周知PR	高齢者運転免許自主返納支援事業の実施を継続した。また市広報紙及び市公式ホームページにおいて制度概要を掲載し、周知PRを実施した。	○	自主返納支援は一定の件数を維持しているものの、令和元年以降減少傾向。効率的で持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に努めながら、より訴求力のある周知PRを検討していく。
各種媒体を活用した公共交通に関する情報発信	市広報紙及び市公式ホームページにおいて地域公共交通に関する情報を発信し、利用促進を図った。	○	広く市民に周知できる媒体の活用は図れた一方で、SNSは活用の余地あり。関東鉄道株式会社のほか、地域公共交通活性化協議会等によるイベント等の情報を積極的に発信し、地域公共交通全体の利用促進を図っていく。
4-4 環境にやさしい公共交通の実現			
市職員による「ノーマイカーデー」の取組	毎週水曜日をノーマイカーデーと位置づけ、職員向け掲示板においてノーマイカーでの通勤を呼びかけた。	△	長年、同様の取組が継続されていることもあり、仕組みの形骸化が課題。担当課との協議を踏まえながら、より訴求力のある仕組みを検討していく。
路線バスへのEVバス（電動バス）の導入検討	現行の車両の更新時期を見て、導入を検討。	○	現在、本市コミュニティバスの運行に使用している車両は令和元年度に導入したものであり、まだ更新の段階にないものと思われる。一方で、他自治体の事例や車両に関する情報の収集を継続的にを行い、本市での導入に向けた調査研究を進めていく。
エコ通学のススメ	茨城県公共交通活性化協議会主導の下、中高生向けに「バスお試し乗車券」を交付。地域公共交通を利用するきっかけを提供した。 ※市内配布枚数 663枚 うち利用枚数 7枚	○	本市内の中学三年生(茨城県立竜ヶ崎第一高等学校附属中学校)に行き渡るよう配布されており、バス利用の意識づけには寄与している一方で、利用実績に結びついていないのが現状。利用の増加に結びつける取組を検討する。

龍ヶ崎市地域公共交通計画 別紙（案）

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

龍ヶ崎市は、分散する4つの市街地とその周辺の集落部分からなる都市構造を有しており、それぞれの市街地が特徴を持つようなまちづくりを進めている。そのため、市民の移動における目的地が、ひとつの市街地に集中しないことが大きな特徴であり、市街地間や市街地とその周辺集落とを結ぶ地域公共交通の充実が必要となる。

当市の地域公共交通は、全国的にも珍しい市内完結型路線の関東鉄道竜ヶ崎線に加え、路線バス及びコミュニティバスのネットワークが市の大部分をカバーして市民の足となっている。しかしながら、路線バスとコミュニティバスのネットワークにおいてもすべての地域をカバーできていないこと、目的地までの移動に乘継ぎが必要な場合があること、バス停留所までの移動が困難な高齢者等の移動手段の確保が必要であること等の課題を抱えている。

これらの背景を踏まえ、地域の真のニーズに対応した地域公共交通サービスを目指すため、当事業により既存の地域公共交通を補完するシステムである乗合タクシーを運行する必要がある。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

- ・乗合タクシーの年間利用者数を4,800人以上(令和5年度実績3,935人)とする。
- ・利用者1人1回当たりの公的資金投入額(市負担額)を1,096円以下(令和5年度実績1,093円)とする。
- ・乗合率(一便当たりの利用者数が2人以上の割合)を30.0%(令和5年度実績22.4%)とする。

(地域公共交通計画P40、42、53参照)

乗合タクシーの年間利用者数については、新型コロナウイルス感染症による影響を受け、令和2年度から利用者が減少していることから、コロナ禍以前の水準まで改善することを目標に数値を設定した。

利用者1人1回当たりの公的資金投入額については、令和5年度の実績において計画で定めた目標値を達成しているが、当市の乗合タクシーは運行回数が増加すると、比例して運行経費も増加するため、継続して目標値を達成できるよう計画に定めた数値を引き続き目標値とする。

また、上記の理由により利用者を増加させつつ公的資金投入額を減少させるためには、乗合率(一便当たりの利用者数が2人以上の割合)を上昇させる必要があるため、前年度の計画同様に乗合率も目標値として設定する。

<p>(2) 事業の効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗合タクシーは自宅まで送迎することができるため、路線バスおよびコミュニティバスではカバーできず、地域公共交通が空白となっていた地域を補完することができる。 ・高齢者等、交通弱者といわれる方々の移動手段が確保できる。 ・既存のバス交通が利用可能な地域ではあるが、日中の運行便数が少なく、生活交通として利用することが困難だった地域の住民にとっても、利便性を格段に向上させることができる。
<p>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗合タクシーの利用促進（龍ヶ崎市） <p>（龍ヶ崎市地域公共交通計画P51参照）</p>
<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者</p> <p>別添の表1のとおり。</p>
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・龍ヶ崎市から運行事業者への補償額については、運賃収入、事業者負担（運行経費の1割）、国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
<p>6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者数や利用者1人1回あたりの市負担額等、数値目標によるモニタリング・評価を実施
<p>7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要</p> <p>【地域間幹線系統のみ】</p> <p>※該当なし</p>
<p>8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧</p> <p>【地域間幹線系統のみ】</p> <p>※該当なし</p>
<p>9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項</p> <p>【地域間幹線系統のみ】</p>

※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
別添の表5のとおり。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし

(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
<p>平成23年11月1日（平成23年度第3回）龍ヶ崎市地域公共交通会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗合タクシーについての協議 <p>平成24年1月31日（平成23年度第4回）龍ヶ崎市地域公共交通会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画全体について合意 <p>平成24年4月24日（平成24年度第1回）龍ヶ崎市地域公共交通会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗合タクシー運行方針や考え方等、運行に直接的な影響がないような見直しの場合、事務局により修正し、その後会議において報告することで合意 <p>令和2年7月27日（令和2年度第1回）龍ヶ崎市地域公共交通協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年10月から運行事業者に布川交通株式会社の加入について承認 <p>令和6年6月25日（令和6年度第3回）龍ヶ崎市地域公共交通協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・龍ヶ崎市地域公共交通計画別紙について承認
19. 利用者等の意見の反映状況
<p>住民又は利用者の代表として、市民公募により選出された市民代表委員3名と龍ヶ崎市商工会の代表者が参画する龍ヶ崎市地域公共交通協議会（法定協議会）による議論を経て本計画を作成した。</p>

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 茨城県龍ヶ崎市3710番地
 (所 属) 龍ヶ崎市都市整備部都市計画課
 (氏 名) 小山 友吾
 (電 話) 0297-64-1111
 (e-mail) toshikei@city.ryugasaki.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・ 9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
龍ヶ崎市	有限会社佐貫タ クシー	(1) 龍ヶ崎市乗合タクシー		市内 全域		往 km 復 km	362日	1,448回			区域運行	①	地域間幹線系統である関東鉄道バスの竜ヶ崎駅・取手駅発着系統(竜ヶ崎駅～光風台団地入口～取手駅東口)と竜ヶ崎駅で接続	③
	布川交通株式会 社	(2) 龍ヶ崎市乗合タクシー		市内 全域		往 km 復 km	362日	1,448回			区域運行	①	地域間幹線系統である関東鉄道バスの竜ヶ崎駅・取手駅発着系統(竜ヶ崎駅～光風台団地入口～取手駅東口)と竜ヶ崎駅で接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	龍ヶ崎市
-------	------

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	26,225
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び
特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
龍ヶ崎市地域公共交通計画	令和5年3月	

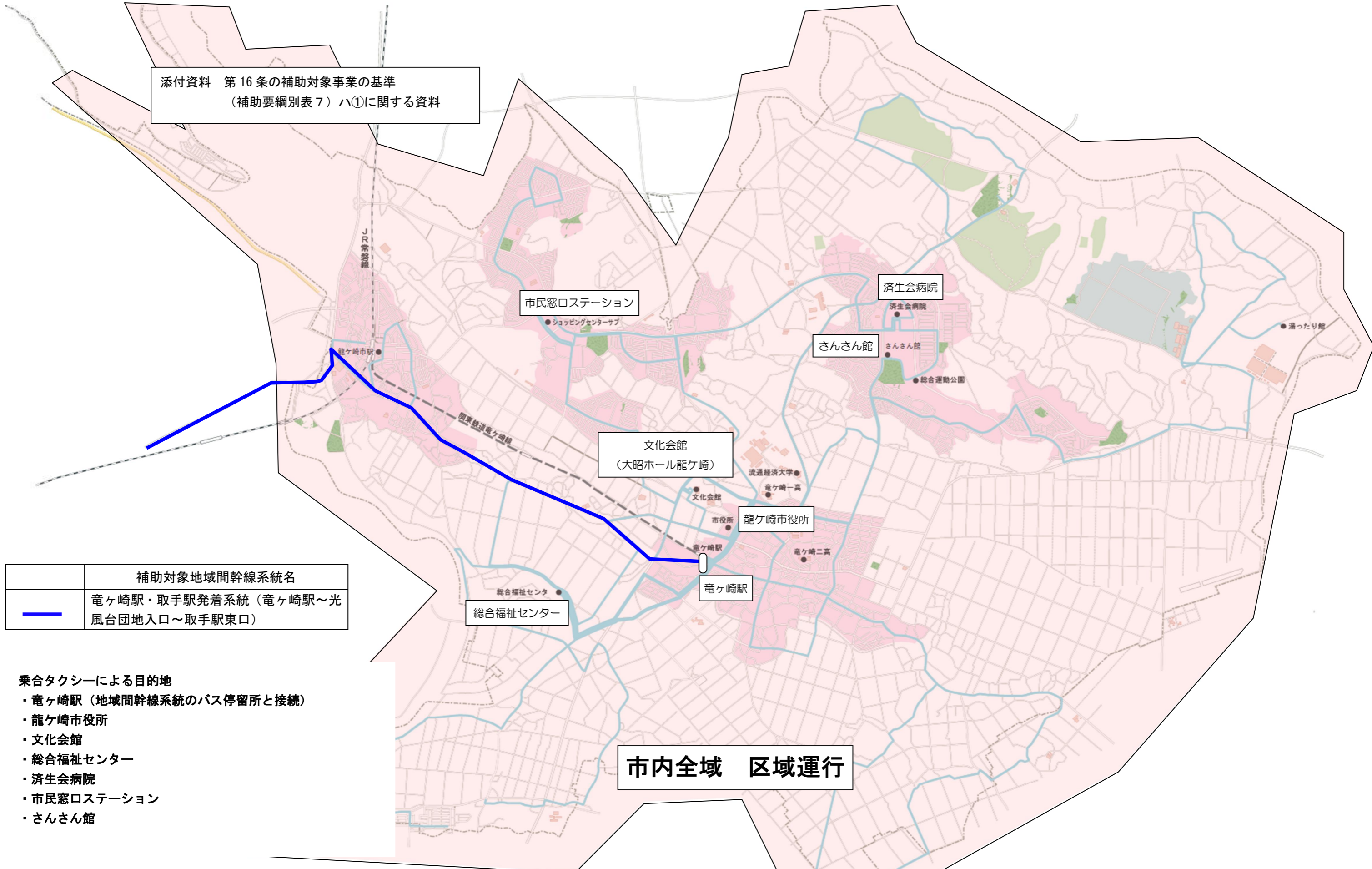
(1) 記載要領


1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)) (実施要領の2. (1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2) 添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

添付資料 第16条の補助対象事業の基準
(補助要綱別表7)ハ①に関する資料



補助対象地域間幹線系統名	
	竜ヶ崎駅・取手駅発着系統（竜ヶ崎駅～光風台団地入口～取手駅東口）

- 乗合タクシーによる目的地
- ・竜ヶ崎駅（地域間幹線系統のバス停留所と接続）
 - ・龍ヶ崎市役所
 - ・文化会館
 - ・総合福祉センター
 - ・済生会病院
 - ・市民窓口ステーション
 - ・さんさん館

市内全域 区域運行

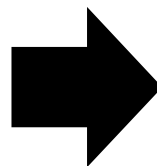
別紙6 龍ヶ崎市高齢者運転免許自主返納支援事業の拡充について

【概要】

- 目的：高齢者による交通事故の減少を図るため、高齢者の運転免許の自主返納を支援する
- 対象：(1)市民 (2)満年齢65歳以上 (3)平成23年11月1日以降に自主返納(※)した方
※全ての運転免許の取消しを申請し、当該運転免許を茨城県公安委員会に返納すること
- その他：有効期間1年間 ・ 1人1回限り、本人のみ有効
- 支援内容：

【現行】

- (1)コミュニティバス無料乗車券
 - (2)乗合タクシー回数券(12回分)
- (1)(2)のいずれかを進呈



【拡充案】

- (1)コミュニティバス無料乗車券
 - (2)乗合タクシー回数券(12回分)
 - (3)AIオンデマンド交通回数券(40回分)
- (1)(3)のいずれか+(2)を進呈

※(1)コミュニティバスの代替手段であること
(2)過度な利用による利用圧迫
上記2点を考慮

- 進呈例：(1)コミュニティバス無料回数券 + (2)乗合タクシー回数券
(3)AIオンデマンド交通回数券 + (2)乗合タクシー回数券

- 備考：(1)運用開始日：令和7年4月1日
(2)令和6年度中に当支援事業を活用し、コミュニティバス無料回数券を選択した方で、東部地域にお住まいの方に対しては、支援切り替えの案内を通知し、申請により対応

別紙7 地域公共交通の再編について（令和7年4月）【一部見直し】

【概要】

令和6年5月開催の地域公共交通協議会において承認をいただいた【地域公共交通の再編について(令和7年4月)】の中で、コミュニティバス運行計画の一部を見直すもの。

【ルート名称の変更】

- ・【現行】南が丘・長沖線
- 【修正案】南が丘・サプラ線

【停留所名称の変更】

- ・城南中学校入口 → 砂町中央
 - ・ショッピングセンターサプラ → サプラ
- ※対象路線：循環ルート、南が丘・サプラ線、若柴線

【ダイヤ変更】

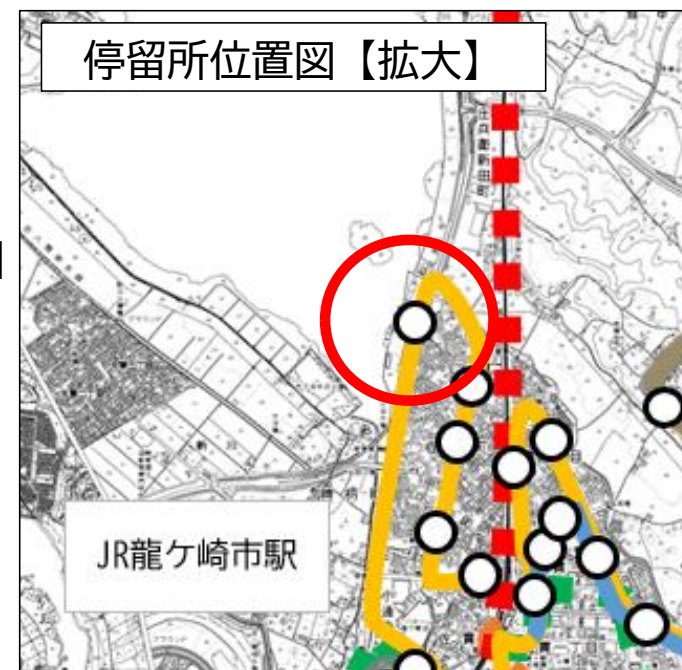
- ・循環ルート(試走による停留所間の時間調整)
 - ・若柴線(停留所追加)
- ※いずれも総運行時間には変更なし

【停留所の新設】

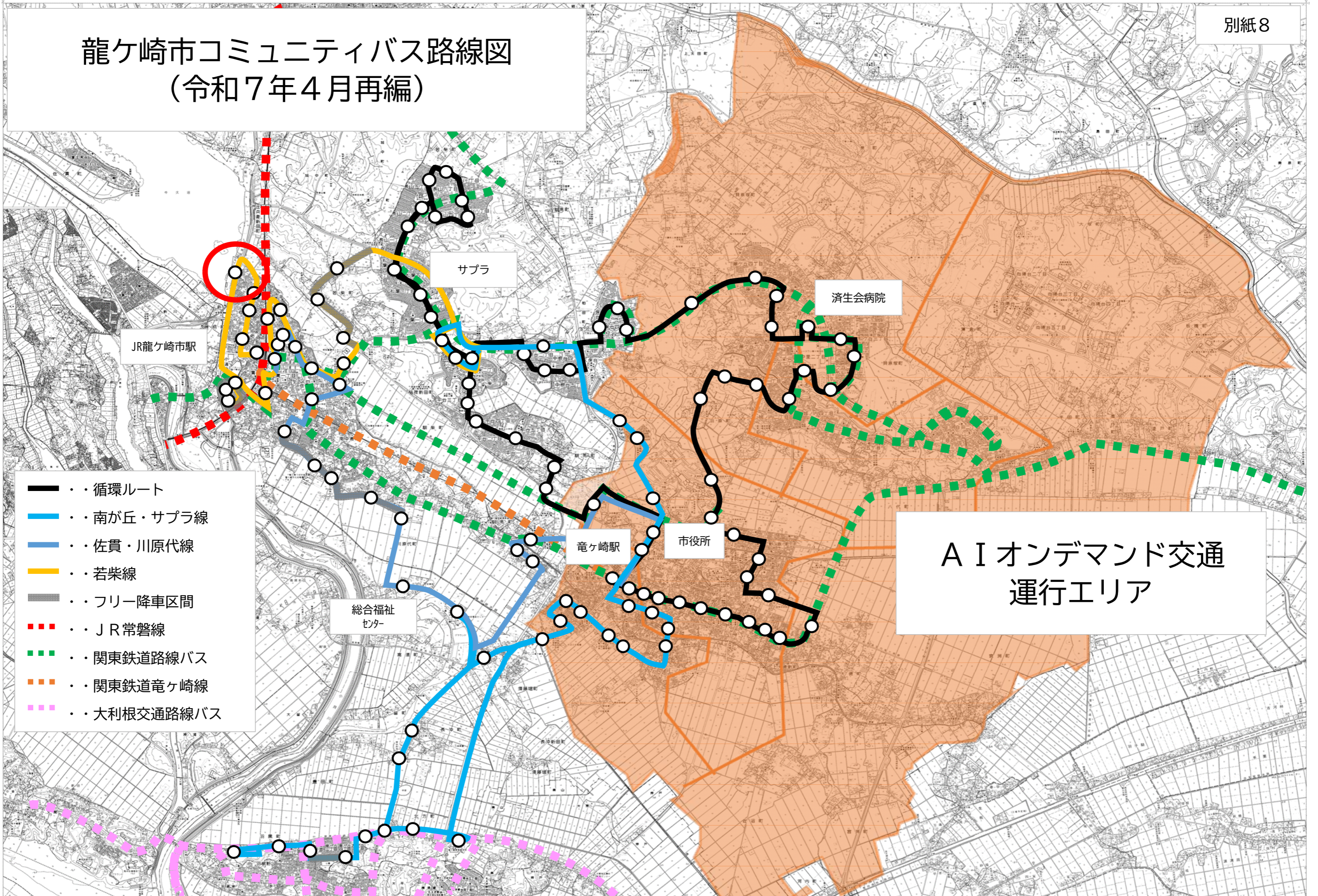
- ・若柴線 新規停留所の設置

【追加停留所】

- ・庄兵衛新田
(1基)
- ※位置詳細は右図



龍ヶ崎市コミュニティバス路線図 (令和7年4月再編)



龍ヶ崎市コミュニティバス 運行ダイヤ案

- ・ 循環ルート（内回り）
- ・ 循環ルート（外回り）
- ・ 若柴線

循環 内回り 時刻表

関東鉄道
竜ヶ崎駅着

7:36 8:24 9:22 9:57 10:57 12:32 13:32 14:32 15:32 16:07 16:57 17:42

		接続時間													
		所要時間													
バス停		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	
1	竜ヶ崎駅	0:00													
2	米町	0:00	7:45	8:27	9:25	10:15	11:10	12:55	13:45	14:35	15:35	16:25	17:15	18:10	
3	新町	0:01	7:45	8:27	9:25	10:15	11:10	12:55	13:45	14:35	15:35	16:25	17:15	18:10	
4	にぎわい広場	0:00	7:46	8:28	9:26	10:16	11:11	12:56	13:46	14:36	15:36	16:26	17:16	18:11	
5	上町辻	0:01	7:47	8:29	9:27	10:17	11:12	12:57	13:47	14:37	15:37	16:27	17:17	18:12	
6	竜ヶ崎二高入口	0:01	7:48	8:30	9:28	10:18	11:13	12:58	13:48	14:38	15:38	16:28	17:18	18:13	
7	観音前	0:00	7:48	8:30	9:28	10:18	11:13	12:58	13:48	14:38	15:38	16:28	17:18	18:13	
8	砂町西	0:01	7:49	8:31	9:29	10:19	11:14	12:59	13:49	14:39	15:39	16:29	17:19	18:14	
9	砂町中央	0:00	7:49	8:31	9:29	10:19	11:14	12:59	13:49	14:39	15:39	16:29	17:19	18:14	
10	砂町	0:01	7:50	8:32	9:30	10:20	11:15	13:00	13:50	14:40	15:40	16:30	17:20	18:15	
11	戸張	0:01	7:51	8:33	9:31	10:21	11:16	13:01	13:51	14:41	15:41	16:31	17:21	18:16	
12	城南ショッピングセンター	0:01	7:52	8:34	9:32	10:22	11:17	13:02	13:52	14:42	15:42	16:32	17:22	18:17	
13	警察署前	0:01	7:53	8:35	9:33	10:23	11:18	13:03	13:53	14:43	15:43	16:33	17:23	18:18	
14	緑町	0:02	7:55	8:37	9:35	10:25	11:20	13:05	13:55	14:45	15:45	16:35	17:25	18:20	
15	出し山	0:02	7:57	8:39	9:37	10:27	11:22	13:07	13:57	14:47	15:47	16:37	17:27	18:22	
16	竜ヶ崎一高下	0:01	7:58	8:40	9:38	10:28	11:23	13:08	13:58	14:48	15:48	16:38	17:28	18:23	
17	流通経済大学前	0:01	7:59	8:41	9:39	10:29	11:24	13:09	13:59	14:49	15:49	16:39	17:29	18:24	
18	羽原	0:02	8:01	8:43	9:41	10:31	11:26	13:11	14:01	14:51	15:51	16:41	17:31	18:26	
19	上羽原	0:01	8:02	8:44	9:42	10:32	11:27	13:12	14:02	14:52	15:52	16:42	17:32	18:27	
20	城ノ内2丁目	0:01	8:03	8:45	9:43	10:33	11:28	13:13	14:03	14:53	15:53	16:43	17:33	18:28	
21	城ノ内1丁目	0:02	8:05	8:47	9:45	10:35	11:30	13:15	14:05	14:55	15:55	16:45	17:35	18:30	
22	東部出張所	0:01	8:06	8:48	9:46	10:36	11:31	13:16	14:06	14:56	15:56	16:46	17:36	18:31	
23	総合運動公園	0:04	8:10	8:52	9:50	10:40	11:35	13:20	14:10	15:00	16:00	16:50	17:40	18:35	
24	松ヶ丘2丁目	0:01	8:11	8:53	9:51	10:41	11:36	13:21	14:11	15:01	16:01	16:51	17:41	18:36	
25	松ヶ丘1丁目	0:00	8:11	8:53	9:51	10:41	11:36	13:21	14:11	15:01	16:01	16:51	17:41	18:36	
26	済生会病院	0:03	8:14	8:56	9:54	10:44	11:39	13:24	14:14	15:04	16:04	16:54	17:44	18:39	
27	藤ヶ丘6丁目	0:02	8:16	8:58	9:56	10:46	11:41	13:26	14:16	15:06	16:06	16:56	17:46	18:41	
28	藤ヶ丘1丁目	0:01	8:17	8:59	9:57	10:47	11:42	13:27	14:17	15:07	16:07	16:57	17:47	18:42	
29	藤ヶ丘5丁目	0:02	8:19	9:01	9:59	10:49	11:44	13:29	14:19	15:09	16:09	16:59	17:49	18:44	
30	上貝原塚	0:02	8:21	9:03	10:01	10:51	11:46	13:31	14:21	15:11	16:11	17:01	17:51	18:46	
31	久保台3丁目	0:01	8:22	9:04	10:02	10:52	11:47	13:32	14:22	15:12	16:12	17:02	17:52	18:47	
32	ニュータウン保台	0:01	8:23	9:05	10:03	10:53	11:48	13:33	14:23	15:13	16:13	17:03	17:53	18:48	
33	久保台2丁目	0:01	8:24	9:06	10:04	10:54	11:49	13:34	14:24	15:14	16:14	17:04	17:54	18:49	
34	中根台5丁目	0:05	7:20	8:29	9:11	10:09	10:59	11:54	13:39	14:29	15:19	16:19	17:09	17:59	18:54
35	中根台中学校	0:00	7:20	8:29	9:11	10:09	10:59	11:54	13:39	14:29	15:19	16:19	17:09	17:59	18:54
36	中根台2丁目	0:01	7:21	8:30	9:12	10:10	11:00	11:55	13:40	14:30	15:20	16:20	17:10	18:00	18:55
37	小柴1丁目	0:01	7:22	8:31	9:13	10:11	11:01	11:56	13:41	14:31	15:21	16:21	17:11	18:01	18:56
38	小柴4丁目	0:00	7:22	8:31	9:13	10:11	11:01	11:56	13:41	14:31	15:21	16:21	17:11	18:01	18:56
39	サブラ	0:03	7:25	8:34	9:16	10:14	11:04	11:59	13:44	14:34	15:24	16:24	17:14	18:04	18:59
40	ニュータウン中央	0:00	7:25	8:34	9:16	10:14	11:04	11:59	13:44	14:34	15:24	16:24	17:14	18:04	18:59
41	松葉小学校	0:01	7:26	8:35	9:17	10:15	11:05	12:00	13:45	14:35	15:25	16:25	17:15	18:05	19:00
42	若柴公園	0:00	7:26	8:35	9:17	10:15	11:05	12:00	13:45	14:35	15:25	16:25	17:15	18:05	19:00
43	長山中学校	0:02	7:28	8:37	9:19	10:17	11:07	12:02	13:47	14:37	15:27	16:27	17:17	18:07	19:02
44	長山コミュニティセンター	0:00	7:28	8:37	9:19	10:17	11:07	12:02	13:47	14:37	15:27	16:27	17:17	18:07	19:02
45	長山4丁目	0:01	7:29	8:38	9:20	10:18	11:08	12:03	13:48	14:38	15:28	16:28	17:18	18:08	19:03
46	蛇沼公園	0:02	7:31	8:40	9:22	10:20	11:10	12:05	13:50	14:40	15:30	16:30	17:20	18:10	19:05
47	長山8丁目	0:01	7:32	8:41	9:23	10:21	11:11	12:06	13:51	14:41	15:31	16:31	17:21	18:11	19:06
48	長山	0:01	7:33	8:42	9:24	10:22	11:12	12:07	13:52	14:42	15:32	16:32	17:22	18:12	19:07
49	長山第二児童公園	0:01	7:34	8:43	9:25	10:23	11:13	12:08	13:53	14:43	15:33	16:33	17:23	18:13	19:08
50	長山コミュニティセンター	0:01	7:35	8:44	9:26	10:24	11:14	12:09	13:54	14:44	15:34	16:34	17:24	18:14	19:09
51	長山中学校	0:01	7:36	8:45	9:27	10:25	11:15	12:10	13:55	14:45	15:35	16:35	17:25	18:15	19:10
52	若柴公園	0:01	7:37	8:46	9:28	10:26	11:16	12:11	13:56	14:46	15:36	16:36	17:26	18:16	19:11
53	松葉小学校	0:01	7:38	8:47	9:29	10:27	11:17	12:12	13:57	14:47	15:37	16:37	17:27	18:17	19:12
54	ニュータウン中央	0:00	7:38	8:47	9:29	10:27	11:17	12:12	13:57	14:47	15:37	16:37	17:27	18:17	19:12
55	サブラ	0:04	7:42	8:51	9:33	10:31	11:21	12:16	14:01	14:51	15:41	16:41	17:31	18:21	19:16
56	小柴4丁目	0:01	7:43	8:52	9:34	10:32	11:22	12:17	14:02	14:52	15:42	16:42	17:32	18:22	19:17
57	小柴2丁目	0:01	7:44	8:53	9:35	10:33	11:23	12:18	14:03	14:53	15:43	16:43	17:33	18:23	19:18
58	平台入口	0:00	7:44	8:53	9:35	10:33	11:23	12:18	14:03	14:53	15:43	16:43	17:33	18:23	19:18
59	平台2丁目	0:01	7:45	8:54	9:36	10:34	11:24	12:19	14:04	14:54	15:44	16:44	17:34	18:24	19:19
60	駒馬台コミュニティセンター	0:01	7:46	8:55	9:37	10:35	11:25	12:20	14:05	14:55	15:45	16:45	17:35	18:25	19:20
61	駒馬	0:01	7:47	8:56	9:38	10:36	11:26	12:21	14:06	14:56	15:46	16:46	17:36	18:26	19:21
62	来迎院	0:00	7:47	8:56	9:38	10:36	11:26	12:21	14:06	14:56	15:46	16:46	17:36	18:26	19:21
63	文化会館	0:05	7:52	9:01	9:43	10:41	11:31	12:26	14:11	15:01	15:51	16:51	17:41	18:31	19:26
64	中管根	0:04	7:56	9:05	9:47	10:45	11:35	12:30	14:15	15:05	15:55	16:55	17:45	18:35	19:30
65	市役所	0:03	7:59	9:08	9:50	10:48	11:38	12:33	14:18	15:08	15:58	16:58	17:48	18:38	19:33
66	竜ヶ崎駅	0:07	8:09	9:15	9:57	10:55	11:45	12:40	14:25	15:15	16:05	17:05	18:45	19:40	
合計時間		1:30													
関東鉄道 竜ヶ崎駅発		8:26	9:28	10:00	11:00	12:00	13:00	14:35	15:35	16:11	17:25	18:25	18:45	19:55	
		0:17	0:13	0:03	0:05	0:15	0:20	0:10	0:20	0:06	0:20	0:30	0:00	0:15	

循環 外回り 時刻表

関東鉄道
竜ヶ崎駅着

7:16 8:00 8:47 9:22 10:32 11:57 12:57 13:57 14:57 15:32 16:37 17:42 18:22

		接続時間													
		所要時間													
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	
1	竜ヶ崎駅	0:00	8:10	9:00	9:55	10:45	12:25	13:20	14:15	15:05	16:00	16:50	17:45	18:35	
2	市役所	0:03	8:13	9:03	9:58	10:48	12:28	13:23	14:18	15:08	16:03	16:53	17:48	18:38	
3	中曽根	0:01	8:14	9:04	9:59	10:49	12:29	13:24	14:19	15:09	16:04	16:54	17:49	18:39	
4	文化会館	0:03	8:17	9:07	10:02	10:52	12:32	13:27	14:22	15:12	16:07	16:57	17:52	18:42	
5	来迎院	0:04	8:21	9:11	10:06	10:56	12:36	13:31	14:26	15:16	16:11	17:01	17:56	18:46	
6	馴馬	0:00	8:21	9:11	10:06	10:56	12:36	13:31	14:26	15:16	16:11	17:01	17:56	18:46	
7	馴馬台コミュニティセンター	0:01	8:22	9:12	10:07	10:57	12:37	13:32	14:27	15:17	16:12	17:02	17:57	18:47	
8	平台2丁目	0:01	8:23	9:13	10:08	10:58	12:38	13:33	14:28	15:18	16:13	17:03	17:58	18:48	
9	平台入口	0:01	8:24	9:14	10:09	10:59	12:39	13:34	14:29	15:19	16:14	17:04	17:59	18:49	
10	小柴2丁目	0:01	8:25	9:15	10:10	11:00	12:40	13:35	14:30	15:20	16:15	17:05	18:00	18:50	
11	小柴4丁目	0:01	8:26	9:16	10:11	11:01	12:41	13:36	14:31	15:21	16:16	17:06	18:01	18:51	
12	サブラ	0:02	8:28	9:18	10:13	11:03	12:43	13:38	14:33	15:23	16:18	17:08	18:03	18:53	
13	ニュータウン中央	0:00	8:28	9:18	10:13	11:03	12:43	13:38	14:33	15:23	16:18	17:08	18:03	18:53	
14	松葉小学校	0:01	8:29	9:19	10:14	11:04	12:44	13:39	14:34	15:24	16:19	17:09	18:04	18:54	
15	若柴公園	0:00	8:29	9:19	10:14	11:04	12:44	13:39	14:34	15:24	16:19	17:09	18:04	18:54	
16	長山中学校	0:02	8:31	9:21	10:16	11:06	12:46	13:41	14:36	15:26	16:21	17:11	18:06	18:56	
17	長山コミュニティセンター	0:00	8:31	9:21	10:16	11:06	12:46	13:41	14:36	15:26	16:21	17:11	18:06	18:56	
18	長山4丁目	0:01	8:32	9:22	10:17	11:07	12:47	13:42	14:37	15:27	16:22	17:12	18:07	18:57	
19	蛇沼公園	0:02	8:34	9:24	10:19	11:09	12:49	13:44	14:39	15:29	16:24	17:14	18:09	18:59	
20	長山8丁目	0:01	8:35	9:25	10:20	11:10	12:50	13:45	14:40	15:30	16:25	17:15	18:10	19:00	
21	長山	0:01	8:36	9:26	10:21	11:11	12:51	13:46	14:41	15:31	16:26	17:16	18:11	19:01	
22	長山第二児童公園	0:01	8:37	9:27	10:22	11:12	12:52	13:47	14:42	15:32	16:27	17:17	18:12	19:02	
23	長山コミュニティセンター	0:01	8:38	9:28	10:23	11:13	12:53	13:48	14:43	15:33	16:28	17:18	18:13	19:03	
24	長山中学校	0:01	8:39	9:29	10:24	11:14	12:54	13:49	14:44	15:34	16:29	17:19	18:14	19:04	
25	若柴公園	0:01	8:40	9:30	10:25	11:15	12:55	13:50	14:45	15:35	16:30	17:20	18:15	19:05	
26	松葉小学校	0:01	8:41	9:31	10:26	11:16	12:56	13:51	14:46	15:36	16:31	17:21	18:16	19:06	
27	ニュータウン中央	0:00	8:41	9:31	10:26	11:16	12:56	13:51	14:46	15:36	16:31	17:21	18:16	19:06	
28	サブラ	0:04	8:45	9:35	10:30	11:20	13:00	13:55	14:50	15:40	16:35	17:25	18:20	19:10	
29	小柴4丁目	0:00	8:45	9:35	10:30	11:20	13:00	13:55	14:50	15:40	16:35	17:25	18:20	19:10	
30	小柴1丁目	0:01	8:46	9:36	10:31	11:21	13:01	13:56	14:51	15:41	16:36	17:26	18:21	19:11	
31	中根台2丁目	0:03	8:49	9:39	10:34	11:24	13:04	13:59	14:54	15:44	16:39	17:29	18:24	19:14	
32	中根台中学校	0:00	8:49	9:39	10:34	11:24	13:04	13:59	14:54	15:44	16:39	17:29	18:24	19:14	
33	中根台5丁目	0:01	8:50	9:40	10:35	11:25	13:05	14:00	14:55	15:45	16:40	17:30	18:25	19:15	
34	久保台2丁目	0:04	7:05	8:54	9:44	10:39	11:29	13:09	14:04	14:59	15:49	16:44	17:34	18:29	19:19
35	ニュータウン久保台	0:00	7:05	8:54	9:44	10:39	11:29	13:09	14:04	14:59	15:49	16:44	17:34	18:29	19:19
36	久保台3丁目	0:01	7:06	8:55	9:45	10:40	11:30	13:10	14:05	15:00	15:50	16:45	17:35	18:30	19:20
37	上貝原塚	0:02	7:08	8:57	9:47	10:42	11:32	13:12	14:07	15:02	15:52	16:47	17:37	18:32	19:22
38	藤ヶ丘5丁目	0:03	7:11	9:00	9:50	10:45	11:35	13:15	14:10	15:05	15:55	16:50	17:40	18:35	19:25
39	藤ヶ丘1丁目	0:01	7:12	9:01	9:51	10:46	11:36	13:16	14:11	15:06	15:56	16:51	17:41	18:36	19:26
40	藤ヶ丘6丁目	0:01	7:13	9:02	9:52	10:47	11:37	13:17	14:12	15:07	15:57	16:52	17:42	18:37	19:27
41	済生会病院	0:03	7:16	9:05	9:55	10:50	11:40	13:20	14:15	15:10	16:00	16:55	17:45	18:40	19:30
42	松ヶ丘1丁目	0:02	7:18	9:07	9:57	10:52	11:42	13:22	14:17	15:12	16:02	16:57	17:47	18:42	19:32
43	松ヶ丘2丁目	0:01	7:19	9:08	9:58	10:53	11:43	13:23	14:18	15:13	16:03	16:58	17:48	18:43	19:33
44	総合運動公園	0:03	7:22	9:11	10:01	10:56	11:46	13:26	14:21	15:16	16:06	17:01	17:51	18:46	19:36
45	東部出張所	0:01	7:23	9:12	10:02	10:57	11:47	13:27	14:22	15:17	16:07	17:02	17:52	18:47	19:37
46	城ノ内1丁目	0:01	7:24	9:13	10:03	10:58	11:48	13:28	14:23	15:18	16:08	17:03	17:53	18:48	19:38
47	城ノ内2丁目	0:01	7:25	9:14	10:04	10:59	11:49	13:29	14:24	15:19	16:09	17:04	17:54	18:49	19:39
48	上羽原	0:02	7:27	9:16	10:06	11:01	11:51	13:31	14:26	15:21	16:11	17:06	17:56	18:51	19:41
49	羽原	0:01	7:28	9:17	10:07	11:02	11:52	13:32	14:27	15:22	16:12	17:07	17:57	18:52	19:42
50	流通経済大学前	0:02	7:30	9:19	10:09	11:04	11:54	13:34	14:29	15:24	16:14	17:09	17:59	18:54	19:44
51	竜ヶ崎一高下	0:01	7:31	9:20	10:10	11:05	11:55	13:35	14:30	15:25	16:15	17:10	18:00	18:55	19:45
52	出し山	0:01	7:32	9:21	10:11	11:06	11:56	13:36	14:31	15:26	16:16	17:11	18:01	18:56	19:46
53	緑町	0:02	7:34	9:23	10:13	11:08	11:58	13:38	14:33	15:28	16:18	17:13	18:03	18:58	19:48
54	警察署前	0:00	7:34	9:23	10:13	11:08	11:58	13:38	14:33	15:28	16:18	17:13	18:03	18:58	19:48
55	城南ショッピングセンター	0:01	7:35	9:24	10:14	11:09	11:59	13:39	14:34	15:29	16:19	17:14	18:04	18:59	19:49
56	戸張	0:05	7:40	9:29	10:19	11:14	12:04	13:44	14:39	15:34	16:24	17:19	18:09	19:04	19:54
57	砂町	0:00	7:40	9:29	10:19	11:14	12:04	13:44	14:39	15:34	16:24	17:19	18:09	19:04	19:54
58	砂町中央	0:01	7:41	9:30	10:20	11:15	12:05	13:45	14:40	15:35	16:25	17:20	18:10	19:05	19:55
59	砂町西	0:00	7:41	9:30	10:20	11:15	12:05	13:45	14:40	15:35	16:25	17:20	18:10	19:05	19:55
60	観音前	0:01	7:42	9:31	10:21	11:16	12:06	13:46	14:41	15:36	16:26	17:21	18:11	19:06	19:56
61	竜ヶ崎二高入口	0:00	7:42	9:31	10:21	11:16	12:06	13:46	14:41	15:36	16:26	17:21	18:11	19:06	19:56
62	上町辻	0:01	7:43	9:32	10:22	11:17	12:07	13:47	14:42	15:37	16:27	17:22	18:12	19:07	19:57
63	にぎわい広場	0:00	7:43	9:32	10:22	11:17	12:07	13:47	14:42	15:37	16:27	17:22	18:12	19:07	19:57
64	新町	0:01	7:44	9:33	10:23	11:18	12:08	13:48	14:43	15:38	16:28	17:23	18:13	19:08	19:58
65	米町	0:00	7:44	9:33	10:23	11:18	12:08	13:48	14:43	15:38	16:28	17:23	18:13	19:08	19:58
66	竜ヶ崎駅	0:07	7:55	9:40	10:30	11:25	12:15	13:55	14:50	15:45	16:35	17:30	18:20	19:15	20:05
合計時間		1:30													
関東鉄道 竜ヶ崎駅発		8:04	10:00	10:35	11:35	12:35	14:00	15:12	16:11	16:40	17:45	18:25	19:35	20:15	
		0:09	0:20	0:05	0:10	0:20	0:05	0:22	0:26	0:05	0:15	0:05	0:20	0:10	

若柴線

順番	停留所／便	1	2	3	4	5	6	所要時間
1	龍ヶ崎市駅西口	8:02	9:32	10:57	12:27	14:40	16:10	0:00
2	佐貫町南	8:03	9:33	10:58	12:28	14:41	16:11	0:01
3	佐貫町中央	8:04	9:34	10:59	12:29	14:42	16:12	0:01
4	佐貫町北	8:04	9:34	10:59	12:29	14:42	16:12	0:00
5	庄兵衛新田	8:05	9:35	11:00	12:30	14:43	16:13	0:01
6	マンハム佐貫前	8:10	9:40	11:05	12:35	14:48	16:18	0:05
7	佐貫台	8:10	9:40	11:05	12:35	14:48	16:18	0:00
8	文化村公園前	8:11	9:41	11:06	12:36	14:49	16:19	0:01
9	マンハム佐貫前	8:12	9:42	11:07	12:37	14:50	16:20	0:01
10	龍ヶ崎市駅入口	8:13	9:43	11:08	12:38	14:51	16:21	0:01
11	龍ヶ崎市駅東口	8:15	9:45	11:10	12:40	14:53	16:23	0:02
12	佐貫4丁目西	8:17	9:47	11:12	12:42	14:55	16:25	0:02
13	佐貫第二児童公園	8:18	9:48	11:13	12:43	14:56	16:26	0:01
14	佐貫3丁目	8:19	9:49	11:14	12:44	14:57	16:27	0:01
15	馴柴小学校北	8:20	9:50	11:15	12:45	14:58	16:28	0:01
16	若柴南	8:21	9:51	11:16	12:46	14:59	16:29	0:01
17	若柴	8:22	9:52	11:17	12:47	15:00	16:30	0:01
18	若柴北	8:23	9:53	11:18	12:48	15:01	16:31	0:01
19	星宮神社	8:24	9:54	11:19	12:49	15:02	16:32	0:01
20	サプラ	8:30	10:00	11:25	12:55	15:08	16:38	0:06
	折待ち	0:17	0:12	0:15	1:00	0:20	0:15	
21	サプラ	8:47	10:12	11:40	13:55	15:28	16:53	0:00
22	小柴4丁目	8:48	10:13	11:41	13:56	15:29	16:54	0:01
23	小柴1丁目	8:49	10:14	11:42	13:57	15:30	16:55	0:01
24	星野神社	8:57	10:22	11:50	14:05	15:38	17:03	0:08
25	若柴北	8:58	10:23	11:51	14:06	15:39	17:04	0:01
26	若柴	8:59	10:24	11:52	14:07	15:40	17:05	0:01
27	若柴南	9:00	10:25	11:53	14:08	15:41	17:06	0:01
28	馴柴小学校北	9:01	10:26	11:54	14:09	15:42	17:07	0:01
29	佐貫3丁目	9:02	10:27	11:55	14:10	15:43	17:08	0:01
30	佐貫第二児童公園	9:03	10:28	11:56	14:11	15:44	17:09	0:01
31	佐貫4丁目西	9:04	10:29	11:57	14:12	15:45	17:10	0:01
32	龍ヶ崎市駅東口	9:06	10:31	11:59	14:14	15:47	17:12	0:02
33	龍ヶ崎市駅入口	9:08	10:33	12:01	14:16	15:49	17:14	0:02
34	マンハム佐貫前	9:09	10:34	12:02	14:17	15:50	17:15	0:01
35	佐貫台	9:09	10:34	12:02	14:17	15:50	17:15	0:00
36	文化村公園前	9:10	10:35	12:03	14:18	15:51	17:16	0:01
37	マンハム佐貫前	9:11	10:36	12:04	14:19	15:52	17:17	0:01
38	佐貫町北	9:17	10:42	12:10	14:25	15:58	17:23	0:06
39	佐貫町中央	9:17	10:42	12:10	14:25	15:58	17:23	0:00
40	佐貫町南	9:18	10:43	12:11	14:26	15:59	17:24	0:01
41	龍ヶ崎市駅西口	9:22	10:47	12:15	14:30	16:03	17:28	0:04
	折待ち	0:10	0:10	0:12	0:10	0:07	0:07	1:03

1便当たりの
累計時間

別紙10 運賃協議部会について

①地域公共交通協議会条例の改正

道路運送法第9条第4項に基づき、条例の改正（令和6年6月）を行い、運賃協議部会を設置。

②運賃協議部会 委員の選出（会長が指名）

- ・国土交通省関東運輸局茨城運輸支局
- ・当該運行事業者
- ・公募市民（3名）
- ・市職員（都市整備部長）→部会長

- ①コミュニティバス（循環）
- ②コミュニティバス（枝線）
- ③AIオンデマンド交通

③意見募集内容（令和6年7月1日～7月31日 りゅうほー、市公式HP）

道路運送法第9条第5項に基づき、【参考資料4】のとおり意見募集（りゅうほー、市公式HP）

■今後のスケジュール

1. 令和6年9月頃：運行事業者決定
2. 令和6年10月頃：運賃協議部会会開催（①～③の3回）
3. 同日 地域公共交通協議会開催（運賃協議部会の結果報告）
4. 令和6年11月頃：協議が調ったことの証明書 提出

別紙11 運転士不足の現状把握に向けたアンケート調査 結果報告

【概要】

目的：地域公共交通の維持において喫緊の課題となっている運転士不足の現状を調査し、
状況把握・課題感の共有及び改善策の検討の一助とするもの

対象：交通事業者 9社（うち7社から回答）

実施期間：令和6年5月29日～6月14日(17日間)

結果概要：下記のとおり

乗務員平均年齢

62.4歳

乗務員充足率

62.9%
～95.2%

○運転士不足の要因（抜粋）

- ・2024年問題に伴う他業種との競合（人材の流出）
- ・景気低迷やコロナ渦の中で、ドライバーの厳しい職場環境や低賃金などの負のイメージが定着している
- ・若年層の運転免許取得の減少
- ・土曜日及び日曜日の勤務が敬遠されているのではないかと
- ・賃金が安く、拘束時間が長い

乗務員採用者数
(全体)

64人

乗務員退職者数
(全体)

72人

退職者が採用者
を上回る事業者

4社

○市に希望する支援（抜粋）

- ・人材募集記事の掲載(広報紙・コミバス車内等)
- ・募集費用の支援
- ・養成費用支援
- ・求人説明会の開催
- ・新規事業の提供

○龍ヶ崎市地域公共交通協議会条例

平成 26 年 3 月 28 日

条例第 19 号

(設置)

第 1 条 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき、地域の特性や需要に応じた市民生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進及び地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、龍ヶ崎市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市内における適切な旅客運送の態様に関する事。
- (2) 前号の旅客運送に係る運賃及び料金の協議に関する事。
- (3) 公共交通の利用促進の協議に関する事。
- (4) 交通計画の作成及び変更の協議に関する事。
- (5) 交通計画の実施に係る連絡調整に関する事。
- (6) 交通計画に定められた事業の実施に関する事。
- (7) その他協議会が必要と認める事。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 茨城運輸支局長又はその指名する者
- (2) 茨城県の職員
- (3) 一般社団法人茨城県バス協会の代表者又はその指名する者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (5) 交通事業者の代表者又はその指名する者
- (6) 学識経験者
- (7) 公募の市民（龍ヶ崎市まちづくり基本条例（平成 26 年龍ヶ崎市

条例第58号)第3条第1号に規定する市民(法人その他の団体を除く。)をいう。)

(8) 市の職員

(9) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 特定の職により委嘱され、又は任命された委員は、任期満了前において当該職を失ったときは、委員の職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、市長が行う。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じて会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(運賃協議部会)

第7条 協議会は、第2条第2号に規定する協議を行わせるため、運賃協議部会を置く。

2 運賃協議部会は、道路運送法第9条第4項の協議会とする。

3 運賃協議部会に属する委員は、第3条第2項第1号、第4号(当該運賃等を定めようとする一般旅客自動車運送事業者に係るものに限る。)、第7号及び第8号に掲げる委員のうちから、会長が指名する。

4 運賃協議部会に部会長を置き、第3条第2項第8号に掲げる委員をもって充てる。

5 第5条第2項及び第6条の規定は、運賃協議部会について準用する。
(庶務)

第8条 協議会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。
(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

付 則 (平成26年9月30日条例第56号)

この条例は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第41号)の施行の日から施行する。

付 則 (平成27年6月30日条例第27号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年9月1日から施行する。

(龍ヶ崎市地域公共交通協議会条例の一部改正に伴う経過措置)

29 この条例の施行の際現に第22条の規定による改正前の龍ヶ崎市地域公共交通協議会条例(以下この項において「改正前の条例」という。)に規定する龍ヶ崎市地域公共交通協議会の委員である者は、同条の規定による改正後の龍ヶ崎市地域公共交通協議会条例(次項において「改正後の条例」という。)に規定する龍ヶ崎市地域公共交通協議会の委員(次項において「委員」という。)として引き続き存在するものとし、その任期は、改正前の条例の規定による委嘱又は任命の日から起算するものとする。

30 この条例の施行の日から平成28年5月31日までの間に委嘱され、又は任命される委員の任期は、改正後の条例第4条第1項の規定にかかわらず、平成28年5月31日までとする。

付 則 (令和2年3月23日条例第2号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

付 則 (令和2年12月21日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (令和5年3月14日条例第18号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

付 則（令和 6 年 6 月 日条例第 号）
この条例は、公布の日から施行する。

令和6年度 龍ヶ崎市地域公共交通協議会委員名簿

任期：令和6年6月1日～令和8年5月31日

第3条第2項		所 属	現委員の役職	氏 名
1	茨城県運輸支局長 又はその指名する者	国土交通省関東運輸局 茨城運輸支局	首席運輸企画専門官 (企画調整担当)	橋本 弘行
		国土交通省関東運輸局 茨城運輸支局	首席運輸企画専門官 (輸送担当)	小菅 達也
2	茨城県の職員	茨城県政策企画部交通政策課	課長	鹿内 秀樹
		茨城県竜ヶ崎工事事務所	圏央道沿線整備推進監 兼所長	井上 和則
		茨城県竜ヶ崎警察署	交通課長	高草木 祐也
3	一般社団法人茨城県バス協会の 代表者又はその指名する者	一般社団法人茨城県バス協会	専務理事	澤島 政志
4	一般旅客自動車運送事業者の 事業用自動車の運転手が 組織する団体の代表者 又はその指名する者	関東鉄道労働組合	執行委員長	池田 正人
5	交通事業者の代表者 又はその指名する者	関東鉄道株式会社	常務取締役鉄道部長	北村 恵喜
		関東鉄道株式会社	常務取締役	廣瀬 貢司
		平成観光自動車株式会社	営業部長	中島 憲幸
		有限会社佐貫タクシー	所長	野澤 達也
		布川交通株式会社	所長	小菅 信夫
		東日本旅客鉄道株式会社 水戸支社	ユニットリーダー	石川 健一
6	学識経験者	流通経済大学	経済学部教授	板谷 和也
7	公募の市民	公募市民		上野 義則
		公募市民		磯貝 京子
		公募市民		福田 瑛怜菜
8	市の職員	龍ヶ崎市	都市整備部長	落合 勝弘
9	その他市長が必要と認める者	龍ヶ崎市商工会	事務局長	佐藤 昌一
		特定非営利活動法人 ユーアンドアイ	代表	赤津 猛

(敬称略)

○龍ヶ崎市高齢者運転免許自主返納支援事業実施要綱

平成24年2月8日

告示第8号

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者による交通事故の減少を図るため、高齢者の運転免許の自主返納を支援する高齢者運転免許自主返納支援事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 運転免許 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第84条に規定する運転免許であって、有効期間内にあるものをいう。
- (2) 自主返納 法第104条の4第1項の規定により、全ての運転免許の取消しを申請し、当該運転免許を茨城県公安委員会に返納することをいう。

(対象者)

第3条 この事業による支援（以下「支援」という。）の対象となる者（以下「対象者」という。）は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本市の住民基本台帳に記載されている満年齢65歳以上の者のうち、平成23年11月1日以降に自主返納したものであるものとする。

(支援内容)

第4条 市長は、対象者に対し、龍ヶ崎市コミュニティバス無料乗車券（以下「無料乗車券」という。）又は龍ヶ崎市乗合タクシー回数券（以下「回数券」という。）のいずれかを交付するものとする。

- 2 無料乗車券及び回数券の有効期間は、第6条の規定による支援決定の日（以下「支援決定日」という。）から1年間とする。
- 3 無料乗車券又は回数券の交付を受けられるのは1回限りとし、第7条に規定する支援決定者本人に限り利用することができる。

(支援の申請)

第5条 支援を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高齢

者運転免許自主返納支援事業申請書（様式第1号）に、茨城県公安委員会が発行した申請による運転免許の取消通知書の写しを添えて、市長に申請しなければならない。

（支援の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、支援の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定をしたときは、高齢者運転免許自主返納支援事業申請に係る決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

（無料乗車券及び回数券の交付）

第7条 市長は、支援することを決定したときは、当該決定を受けた者（以下「支援決定者」という。）に対して無料乗車券又は回数券を交付するものとする。

（支援の取消し）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、支援を取り消すことができる。

- (1) 支援決定者が死亡した場合
- (2) 支援決定者が本市から転出した場合
- (3) 支援決定者が他人に無料乗車券又は回数券を譲渡した場合
- (4) その他市長が適当でないと認める場合

（無料乗車券の再交付）

第9条 市長は、以前に支援決定者であった者又は現に支援決定者である者が次の各号のいずれかに該当することを申し出たときは、無料乗車券を再交付することができる。

- (1) 本市から転出した支援決定者が、支援決定日から1年以内に再度本市へ転入した場合
- (2) 有効な無料乗車券を過失により破損し、又は汚損した場合
- (3) 有効な無料乗車券を亡失した場合

2 前項の規定による申出を行う者は、高齢者運転免許自主返納支援事業無料乗車券再交付申請書（様式第3号）により、市長に申し出なければならない。この場合において、当該申出が前項第2号の規定に該当したことによるものであるときは、その破損し、又は汚損した無料

乗車券を添えなければならない。

(無料乗車券及び回数券の返還)

第10条 支援決定者又はその代理人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにその所持する無料乗車券又は回数券を市長に返還しなければならない。

(1) 第8条の規定により支援が取消しになった場合

(2) 前条第1項第3号の規定により無料乗車券の再交付を受けた後、亡失した無料乗車券を発見した場合

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

付 則 (平成25年12月9日告示第145号)

この告示は、公布の日から施行する。

付 則 (平成28年2月24日告示第17号)

この告示は、公布の日から施行する。

付 則 (平成31年4月9日告示第66号)

この告示は、平成31年9月1日から施行する。

付 則 (令和2年1月21日告示第4号)

この告示は、公布の日から施行する。

意見募集内容

参考資料 4

「コミュニティバス（循環・枝線）、AI オンデマンド交通」の令和7年4月以降の運賃設定に関する意見を募集します！

意見募集の趣旨

令和7年4月に行われる地域公共交通再編成に伴い、運賃の改定が行われます。

つきましては、運賃を定めるにあたり、市民の皆様からのご意見をお伺いします。

なお、この意見募集は、道路運送法第9条第5項の規定に基づき実施するもので、寄せられた意見は、龍ヶ崎市地域公共交通協議会条例第7条の規定に基づき設置する「運賃協議部会」における協議の参考といたします。

運賃額等について

	コミュニティバス（循環・枝線）	AI オンデマンド交通	乗合タクシー（龍タク）
料金	○1乗車100円 （手帳所有者等50円） 小学生50円 未就学児無料 ○小学生・手帳等所有者回数券 500円（10枚つづり） ○乗越券 無料（循環ルートでの龍ヶ崎駅 乗越の際に発行）	○1乗車300円 （手帳所有者等150円） 中高生200円（学生証提示） 小学生100円 未就学児無料	○1乗車500円 （手帳所有者等250円） <u>※変更なしのため、今回は意見募集対象外になります。</u>
支払方法	循環ルート（現金・ICカード） 枝線（現金）	現金 アプリ利用者はクレジット可	現金

<主な変更点>

- ①コミュニティバスの中でも、利用者の少ない市東部地域の枝線（長戸・白羽線、大宮線、八原線）を廃止し、代替として「AI オンデマンド交通」を運行。
- ②コミュニティバス料金を「200円」から「100円」に変更。
- ③一般向け回数券、各種定期券、乗継券、1日乗車券、ランドセルチケットの廃止（基本運賃の改定による経済的負担の軽減、ワンコインになることによる支払いの手間の軽減、ドライバーの事務負担軽減による安全な運行の確保）。

④コミュニティバスの運行ダイヤの変更

	循環ルート	南が丘・サブラ線	佐貫・川原代線	若柴線
便数	各 20 便→各 13 便	9 便→6 便	7 便 → 6 便	7 便→6 便
運行時間	7 時台～21 時台 →7 時台～20 時台	7 時台～19 時台 →7 時台～18 時台	7 時台～19 時台 →7 時台～18 時台	7 時台～17 時台 →8 時台～17 時台
ルート	現行をベースに、 長山・城ノ内地区 を追加	現行をベースに、 長山・松葉線と統 合	現行の運行ルー トを維持	現行をベースに、 佐貫町地区を追加

<参考>

龍ヶ崎市コミュニティバス路線図・時刻表の詳細（変更前）についてはこちら

運賃設定の考え方や再編成内容について

地域公共交通の再編について (PDF)

【別紙 1】 龍ヶ崎市コミュニティバス路線図 (PDF)

【別紙 2】 コミュニティバス運行ダイヤ (PDF)

【別紙 3】 龍ヶ崎市 AI オンデマンド交通本格運行乗降ポイント 位置図 (PDF)

<参考>

龍ヶ崎市 AI オンデマンド交通実証実験（令和 5 年 11 月 1 日（水）から令和 6 年 3 月 31 日まで）の詳細はこちら

「龍ヶ崎市高齢者運転免許自主返納支援事業」の拡充

- (1) コミュニティバス無料乗車券
 - (2) 乗合タクシー回数券(12 回分)
 - (3) AI オンデマンド交通回数券(40 回分)※新規追加
- 上記(1)(3)のいずれかに加え、(2)を進呈。いずれも有効期間は支援決定日から 1 年間（申請は 1 人 1 回限り）。

なお、進呈にあたり必要な手続きや対象となる市民等の要件に変更はありません。

<参考>

龍ヶ崎市高齢者運転免許自主返納支援事業の詳細（拡充前）はこちら

運賃に関する意見募集及び意見の提出方法

令和6年7月1日（月曜日）から令和6年7月31日（水曜日）正午まで（ただし、提出方法によって期限が異なります。下記提出方法をご確認ください。）

様式は任意です。

送信などの際には【運賃意見】と書き、住所、氏名（ふりがな）、または団体名・団体の所在地・代表者氏名（ふりがな）、電話番号・電子メール等の連絡先を明記の上、次のいずれかの方法により提出してください。口頭、電話での意見はお受けできませんのでご了承ください。

（提出方法）

- ・ 郵送（30日までの消印有効）
- ・ FAX（31日正午までの受信有効）
- ・ 持参（龍ヶ崎市役所4階都市計画課まで、31日正午までに持参のこと）
- ・ 電子メール（31日正午までの受信有効）※お問い合わせフォームをご利用ください

また、次の窓口でも資料を閲覧することができます（本庁舎以外は閉庁日・休館日を除く）。

（閲覧場所）

本庁（龍ヶ崎市役所4階都市計画課）
市民窓口ステーション（サプラモール内）
西部・東部出張所
市内各コミュニティセンター

（注意事項）

- ・ 提出された意見は、内容を検討の上、運賃協議部会にて運賃を決定する際の参考とします。
- ・ 意見に対する個別の回答はしません。
- ・ 電話による意見の受付はできません。
- ・ 提出された意見は、個人情報を除き公開される可能性があります。